

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年9月22日（木） 16：30～20：30

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

※文中敬称略

<冒頭あいさつ>

○司会

只今から政府・東京電力合同記者会見を開催いたします。なお細野大臣は公務のため本日は欠席です。園田政務官から挨拶及び冒頭発言があります。

○園田政務官

園田でございます。本日も統合会見にお集まりいただきましてありがとうございます。私からまず3点お伝えさせていただきます。先日IAEAでの細野大臣からの政府代表としての演説でございますが、これに関しての発言の内容につきましては、英文和文とも今細野大臣の内閣官房にありますけどホームページにて公表させていただいております。内容につきましてはそちらでご確認いただきたいと思います。それから当該の方はちょっとお見かけはしていませんが、フリーランスの方も含めての統合会見についてルールのお話を先日来、頂いておりました。これにつきましては私も確認をさせていただきましたけれども、細野大臣からは、フリーランスの方の実績のある方、1年2件以上ということで確かにこの記者会見における発言はございました。その後それは1年間に署名入りの記事をお願いしているという形を、そういう形を皆さん方に求めさせていただいておりますし、そういう要綱を作らせていただきまして皆様方にもお願いをさせていただいているところでございますので、その要綱にしたがいましてお願い申し上げたいと思っています。なお先日この記者会見場でも私からお話させていただきましたが、他の記者の方々も含めて今後何らかの形でお話したいと考えておりますけど、まずはフリーランスの方と少し意見交換、この会見にかかるものをフリーランスの方々と意見交換をさせていただきたいと思っていますので、なお、来週はちょっと私ポーランドのエフニックで国際会議に出席いたします関係上、日本を離れますので来週は無理なのですが、10月の初旬を目途にそういう方々との機会を持たせたいと思っていますので、詳しい内容につきましてはこの場ということよりもむしろそち

らの私との意見交換の場で様々な形でお話させていただきたいと思っていますので、ご協力ご理解のほどをお願いしたいと思っています。それから、宿題で30 キロ圏内の魚介類の調査の現状ということでお問い合わせ頂きました。水産庁にも私から確認をさせていただきました。水産庁からは今後緊急時避難準備区域が解除され、そして福島第一原子力発電所から 20 キロから 30 キロにおける海上での活動が放射性防護の観点から安全上差し支えないということが確認されればその海域におきまして、まず福島県におきまして水産物の放射性物質調査が実施される予定であるということを聞いておるところでございますが、その他水産庁におきましても放射性物質の動態を明らかにするための科学的な調査を実施していきたいという意向を内部で検討しているということでございます。したがって今後区域の見直しが行われることに合わせまして、今水産庁でもその検討に入っているということでございます。私からは以上です。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本でございます。本日は空気中のダストモニタリングの結果 1 件のご報告になります。資料のタイトル申し上げますと、「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について」ということでサブタイトルが第 181 報になっています。こちらに関してはページめくっていただきまして、1 枚目の裏面で第一原子力発電所の西門、第 2 原子力発電所のモニタリングポストの 1 番の測定を行っております。西門のところでセシウム 137 が 4.5×10^{-7} Bq/cm³ という状況です。その他、モニタリングポストの 1 番、3 番、8 番、それから 2 枚目裏面になりますが、南防波堤、メガフロート上に関しては、悪天候のため昨日のサンプリングは中止いたしております。経時変化につきましては 3 枚目のグラフをご覧ください。なお定例で行っております海水のサンプリングにつきましては、台風 15 号により悪天候のため、現在サンプリングを中断いたしております。以上です。

○文部科学省

文部科学省の伊藤です。環境モニタリングの結果についてまずご報告させていただきます。資料タイトルは環境モニタリングの結果についてという本冊と別冊という形でお配りさせていただいています。まず全国的調査の概況ですが、定期発表している都道府県の放射能水準調査、それから大学の協力による空間放射線量率の測定結果、あるいは定時降下物、上水の結果につきましては大きな変動は見られていません。それから発電所周辺のモニタリングですが、これ

も定例発表しております 20 キロ以遠の空間線量率、20 キロ以遠の積算線量の結果、それからダストサンプリング等の結果についても特段大きな変化は見られていません。それから配っている資料でいうと 8 番にございます福島県における簡易型線量計を用いた固定測定点における積算線量の測定結果です。これは県のほうで県内 68 カ所で概ね週 1 回のペースで測定し公表しているものですが、これを 9 月 21 日発表したものですが、こちらも大きな変化は見られていません。それから学校関係で 3 つ資料を配っています。1 つは福島県内のすべての学校等における簡易型積算線量計によるモニタリング実施結果その 3 ということで 9 月 21 日に文科省のほうで発表したものです。これは月に 1 回県内のすべての学校、今回で申し上げますと 1658 校、園につきまして職員に簡易型の積算線量計をつけていただいて、その結果を毎月発表させていただいているものです。結果から申し上げますと 1 時間あたりの平均は全校で $0.1 \mu\text{Sv/h}$ 、学校にすることを前提に年間で受ける被ばく線量は 0.2mSv 、平均ですね、となっております。一部、年間の線量で 1mSv を超える場所が 2 つほど観測されてございますが、これは原因を調べてみますと携帯の受発信による測定機の異常値によるものと考えています。それから 10 番の福島県の環境放射線モニタリング学校等調査結果、これも県のほうで定期的に調べているものですが、今回は全施設 1761 のうち 181 の施設の速報値をまとめたもので、これもいずれも学校等の校庭において $1 \mu\text{Sv/h}$ の結果になっています。それから 11 番が福島県学校等屋外プールの放射性モニタリングの調査結果の速報でございます。県のほうでプールについても 8、9 月順次調べていますが、今回発表になった 24 施設について見ますとヨウ素は検出限界未満、それからセシウム 137 で見てみますと検出限界未満から多いところで 2.14Bq/L ということで水浴場の基準 50Bq/L を大きく下回っている結果です。放射線量と分布マップについてはこれまで福島県内 2,200 カ所の土壌を採取して先日セシウムの濃度について土壌マップを発表しましたが、ヨウ素 131 の結果がまとまりましたのでこれをまた土壌マップという形で公表させていただいています。ご案内のとおりヨウ素 131 については半減期が短いので、今回サンプリングを行いました 6 月から 7 月の時点で有意な値が計測されたところは 2,200 カ所のうちの約 400 カ所です。この最も高いところで今回観測されたのが浪江の $19,451\text{Bq/cm}^3$ というものがあります。これについては今後まだヨウ素以外の放射性核種の分析も進めているので全体を 9 月中にとりまとめを進めたいと考えています。それから、別冊でお配りしています方に補足させていただきたいと思います。全国的な調査、とあります、全国の都道府県の放射能水準調査の結果については、特段大きな変動ございません。その他というところで緊急時避難準備区域の解除に向けた放射線モニタリングアクションプランの測定結果（公園における環境試料の分析結果について）という

資料を配っていますが、これは7月19日から29日にかけて緊急時避難準備区域となっている市町村において文科省と生活支援チームの方で空間線量率すとか、あるいは公園と公共施設における環境試料の分析を行ったものです。このうち空間線量については既に8月の段階で線量率をマップの形で公表していますが、今般、公園のダスト、水道水について結果がまとまりましたのでご報告させていただいているものです。今回の調査ですと、例えば16の公園についてダストサンプリングを行ったわけですが、セシウム137で申し上げますと最大値で1.97Bq/m³という値が観測されてございますが、これは文科省が他地域において行っているダストサンプリングのレベルと概ね同程度であるというふうに考えられます。それから水道水については14カ所で調べていますが、検出限界未満です。以上がモニタリング結果のご報告でございますが、引き続き前回宿題となった事項について報告させていただければと思っています。1つ、海域モニタリングに関連して2つ宿題いただいております、1つは緊急時の海域モニタリングについてマニュアルがあるのかというご質問だったと思います。海上におけるモニタリングについては防災基本計画、これは中央防災会議が策定する基本計画において文科省はそういう事故時には現地にモニタリング要員、機材を動員すると。海に限って申し上げますと防衛省、海上保安庁も同様に艦艇又は巡視船の指導により海上によるモニタリングを支援するということが規定されています。構造としては都道府県、自治体を実施するモニタリングを支援するということになっています。計画はこのような手続きが書かれていますが、実際の専門的技術的事項については原子力安全委員会が定めた指針、具体的には環境放射線モニタリング指針を参照にすることとされておりまして、ここに船舶等による測定について関係機関の協力のもとに行うという記述があります。ということで、海上における海域におけるモニタリングについても今申し上げたような文章において関連の規定がありますが、ご質問にありましたように誰がどの海域で具体的に測定するかなどについてはそういった今申し上げた文章等には記載されていません。今回これまでも何回かご報告しているように関係省庁において海域とか測定する水とか土壌について分担して行っているところでございますし、現在で申し上げますとモニタリング調整会議という場が政府内に設けられていまして、そこにおいて主要な調整が行われているということです。それからもう1つ、海域モニタリングに関連いたしまして5月6日に海域の広域化を図るという旨の発表を文部科学省と水産庁においてしたところですが、その過程において役割分担でございますとかその内容を決めるにあたって会議の議事録等はあるのかというご質問をいただきました。これにつきましては、4月から5月にかけて海域における放射性物質の拡散が予想され漁業への影響が懸念されてところでした、こういった背景のもとで関係省庁でより

広範囲な海域サンプリングの必要性が認識されまして、特に海水の採取地点はどこにするという協議というか話し合いが行われたところです。文部科学省の当時の担当に確認したところ、文科省としてそのときの議事録は策定していないときています。そこでの話し合いの結果は5月6日にとりまとめられた海域モニタリングの広域化についてという文章にその内容が盛り込まれていると理解しています。それからもう1点、原子力損害賠償紛争審査会のほうに福島県の飯舘村の住民の方から要望書が寄せられた件に関して、ご質問では福島県が行っている県民健康管理調査、これが将来の原子力損害賠償におけます晩発障害等の認定にあたってその科学的データになるのであれば県に任せずに国もクロスチェックをするべきではないかというようなご指摘、ご質問をいただいたところです。県が行っている健康管理調査ですが、これまで県と原子力災害対策本部のもとによります被災者生活支援チームが県と色々相談して来た結果、県が主体となって実施すべきという意向が示されたところでございまして、現在一義的には健康管理調査は福島県で実施するという事になったと承知しています。文部科学省では県の活動に対し放射線医学総合研究所ですとか原子力開発機構などの研究機案を通じて、測定にかかる専門的技術的協力をしているところです。引き続き、そのような協力を進めて参るわけですが、健康管理調査を今後どうするかについては、原子力損害賠償制度を所管する文部科学省、というよりは政府全体の話になりますので、ご要望のあった点については私どものほうから原子力被災者生活支援チームのほうにお伝えすることとさせていただきます。以上です。

○原子力安全委員会

原子力安全委員会事務局の加藤です。私からは環境モニタリング結果の評価についてということで9月22日付けの原子力安全委員会の紙、裏表にコピーしている1枚紙と参考として1枚目が福島県の地図になっている資料、これを用いて説明します。まず資料の1の空間放射線量については特段の変化ございません。2の空気中の放射性物質濃度については参考資料の7ページ、8ページをご覧くださいと1番上の1番のポイント、福島市杉妻町ですがここについては県のほうでこのポイントについては検出限界を下げて測定されております。セシウム137が検出されておりますが濃度限度を約4桁下回っている低いものです。それからそれ以外の核種についてはいずれの地点でも検出限界未満だったということでもあります。それから4の環境試料の関係ですが、今回は台風で、天候あるいは海が荒れた関係でサンプリングが中断されてるということで、特段新たな情報がございません。それから先ほど環境試料という関係では、文科省のほうから土壌中のヨウ素131の分布マップについてご報告があったわ

けでありますけれども、その中でもありますけれども、他の核種についても引き続き検討が行われているというものがあるということでございますので、そういうものが纏まった段階で、纏めて安全委員会のほうに報告していただいて質疑を行いたいというふうに考えております。それから資料の最後の5の『全国の放射能水準調査』でありますけれども、こちらについても特段大きな変化が無い状況でございます。私からは以上でございます。

<プラント状況について>

○東京電力

東京電力でございます。まずお手元に配布させていただいております「福島第一原子力発電所の状況」ということで、A4縦の1枚もの裏表の資料ご確認ください。まずタービン建屋の地下の溜まり水の処理の状況でございますが、こちらは第一セシウム吸着装置キュリオン、それから第2セシウム吸着装置サリーによります水処理のほうを継続して運転中でございます。淡水化装置RO膜式によります淡水化装置は、3番が昨日の台風の影響のため停止いたしておりますけれども、現在2番によります淡水化を継続いたしております。それから同じくアレバの除染装置で、昨日の台風の影響で一部停電したということをご午前中お話しさせていただいておりますが、負荷といたしましてはポンプ類に電源を供給している200V系の電源が停電いたしております。停電の原因につきましては、調査いたしました結果、除染装置に使用します空気コンプレッサーのB系というもののの中に地絡が発生しているということでございまして、現在その地絡の原因を調査中でございます。このコンプレッサーBを電氣的に切り離しまして、本日13時19分には電源として復旧できております。なおコンプレッサーにつきましてはB系からA系に切り替えて、待機状態にあるというようなこととなります。なお除染装置そのものは、現在停止中でございますので運用そのものの変更はございません。それからトレンチ立坑、各建屋の地下の溜まり水の移送の状況でございますが、午前7時の状況を記載させていただきました。大きな変更等はございませんので、会見終了時には最新のデータをお届け出来ればというふうに考えております。続きまして裏面のほうにまいります。放射性物質のモニタリングの状況につきましては、先ほど空気のほうをお示しさせていただきましたが、台風の影響によりまして、海水側につきましては本日22日までサンプリングのほうは中断いたしております。使用済み燃料プールの冷却ですけれども、1号機から4号機まで現在循環冷却を行っております。原子炉圧力容器への注水、原子炉の状況ですけれども、圧力容器の温度、それから格納容器の圧力に関しましては、この表のとおりです。表外の記載でございますけれども、本日2号機と3号機におきまして、注水量の変更を行ってお

ります。2号機につきましては、15時36分に炉心スプレイ系からの注水量を4m³/hから5m³/hに注水量を増やしております。給水系からは4m³/hでございますので、合計で9m³/hでの注水ということになります。また、3号機に関しましては、圧力容器の温度が順調に下がっておりますので、こちらは減少方向への流量調整をおこなっております。本日15時17分に給水系からの流量を3.8m³/hから3m³/hに調整を行いました。炉心スプレイ系からの注水量は、こちらは殆んど微量でございますが8.1m³/hから8m³/hへの調整を行っております。したがって3号機はこれまで約12m³/hでの注水を行っておりますけれども、本日15時17分から11m³/hでの注水ということになります。それからその他の工事の状況でございますが、こちらでも作業実績等、会見終了時までにお届けできればというふうに思っております。それから昨日発生しておりました6号機のタービン建屋の地下1階へ、雨水の流入でございますけれども、現在屋外に設置しております配管のトレンチの部分の雨水を仮設ポンプでくみ上げましたので、現在地下1階への流入は止まっております。今後は、ここのトレンチの中にコンクリートを詰めまして、完全に止水するというので、今、工事の準備を進めております。続きまして、発電所内のモニタリングの状況につきましてご報告させていただきます。資料のタイトルで申し上げますと「福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について」ということで9月21日採取分でございます。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面から取水口付近でのサンプリング結果を記載させていただきました。経時変化を3枚目以降グラフ化しておりますので、こちらのほうご確認ください。3号機と4号機のところで、海が荒れてる関係で若干上昇気味でございますけれども、こちらでも過去の変動の範囲内ということで、高濃度の汚染水が海水中に漏出してないというふうに判断いたしております。続きまして、サブドレン水の状況です。まずタービン建屋周りですけれども、資料のタイトルで申し上げますと「福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について」ということで、9月21日採取分でございます。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面から1号機から6号機のサブドレン、それから構内深井戸の状況でございます。台風によります降雨がございましたので、1号機に関しましてはこれまでと同様、降雨によるセシウム134、137の検出値が上昇しているという傾向がみられます。その他の点につきましては、通常の変動範囲内というふうに考えております。続きまして集中廃棄物処理施設周辺のサブドレン水の核種分析の結果ですが、A4横の表の形式の資料になります。9月21日のサンプリング結果でございますけれども、殆んど通常の変動範囲内ということでございまして、こちらでも集中廃棄物処理建屋に溜まっております高濃度汚染水が地下水側には漏出してないというふう

に判断いたしております。プラント関係につきましては以上でございます。なお皆さまのお手元には、柏崎の関係で一枚資料を配布させていただいております。左肩にお知らせということで「柏崎刈谷原子力発電所 1 号機定期検査に於ける作業予定期間の延長について」ということで、こちらは先ほど現地のほうでプレス発表をした資料でございまして、1 号機は 8 月 6 日から定期検査を開始いたしております、作業予定期間を 60 日というふうにしておりましてけれども、アクシデントマネジメント対策で設置しております代替海水熱交換器設備に関しまして、工事量が予定したよりも多くなることが判明いたしましたので、定期検査の予定期間を 2 カ月ほど延長し、11 月末ということで終了させるということで現在考えております。東京電力からは以上でございます。

＜質疑応答＞

○司会

一点お知らせします。衆議院イノベーション特別委員長からの資料提出要求の件ですが、本日提出期限となっており、保安院から本日中午に提出すべく準備中です。提出され資料が整い次第担当がこちらに来て、この会見の途中で説明する予定です。それでは、これから質疑に入ります。質問事項は冒頭に纏めて簡潔にお願いします。尚、解答に関する再質問はお受けします。質問の際には所属とお名前を名乗っていただき上で、誰に対する質問であるかを明確にしてくださいようお願いします。それでは質問のある方、挙手をお願いします。こちらの方、その次。

○フリー 寺澤

Q：すみません、電車が遅れてきちゃったんで、なんか最初のほうに発表があったみたいですけど、フリーランスとの協議の場というのは、具体的に決まったんですか。日程とか、そういったものは。

A：（園田政務官）先ほどもちょっと申し上げたんですが、失礼しました。今、来週ちょっと私の日程が大分詰まっておりますので、10 月の上旬を目途に、今考えておりますので、日程が決まり次第ですね、お伝えはしたいと思っております。

Q：昨日の質疑が終わった後に、色んなフリーランスの方とか、独立系メディアの方からもメールとか電話で、是非それを実現させて、こういった要望を伝えて貰いたいというのがきてますんで、是非とも早めに。それで今日中身の事で久しぶりに聞きますけど。あのですね、まずこれは東電の松本さんに

お伺いしますけれども、5月の段階ですけれども、東京電力のほうで顧問に年間報酬を約2億2千万払って、21人いるというようなことがあったと思うんですけれども、その時に7月以降には13人に顧問を減らして、報酬総額も約1億円にして清水正孝さん、当時の社長ら3人は無報酬で顧問になるというようなことを発表されてましたけど、これ、今実際どうなってるのかなと思うんですけれども。

A：（東電）そのとおりでございます。

Q：じゃあそうすると、その当時に発表したとおりに行われているということなんですかね。

A：（東電）はい、そうです。

Q：そうですか、じゃあちょっと次の質問ですけれども、日本原子力防護システム株式会社って、何をしてる会社で、これは東京電力とどういう関係がある会社なんですかね。人的とかあと、資本的なつながりも含めてちょっとお答えいただきたいんですけど。

○司会

質問はなるべくまとめて言っていいただければ。

Q：ええあの、あともうこれぐらいしかないのです。

A：（東電）いわゆる私どもの発電所あるいは設備関係のいわゆる防護、警備等をしている会社だと思いたいますが、今ちょっと手元にデータがございませんので後ほど確認させていただければと思います。

Q：これですけど、社長さんが東京電力から出てたりとか、あとこれ、株主の構成でも東京電力が株式を25%持ってるんじゃないんですか。

A：（東電）ちょっと私今手元にデータがございませんので、寺澤さんはお手元にデータがあるかもしれませんけど、ちょっと私今データがございませんのでお答えできかねるという状況でございます。

Q：あのすいません、東京電力のグループ会社ということでもいいんですか。

A：（東電）お手元の資料の中で株式の資本構成がそういう意味であれば、関連会社に位置づけられるとは思いますが。

Q：これ東京電力のホームページのグループ会社というところに出てる会社なんですけど。

A：（東電）ですから、今私はそういったデータを持っていないのできちんとしたお答えができないので、私自身もホームページを丸暗記しているわけではございませんので、ちょっとお時間をいただければと思います。

Q：ホームページに載っていることでこういうふうに言われちゃうからいつも色々な問題が起きてるかと思うんですが、それに関連してなんですけど、8月26日に国家公務員法第106条の25第1項等の規定に基づく国家公務員の再就職状況の報告ということで、今年の4月1日から6月31日の分が公表されました。その中にカツウラトシユキさんという中国管区警察局長の人が、今年の3月26日震災の後ですね、辞めて4月1日から今言った日本原子力防護システム株式会社の顧問に天下りしているというのが出てるんですけど、この件はどういうことなんですか。

A：（東電）ちょっと確認させていただければと思います。

Q：どうせ後でまた確認しないとわかんないのであれば、東京電力の顧問というのが年収1千万ぐらいたって報道されてましたけれども、こちらの今言ったグループ会社の顧問というのは年収どのぐらいのものなのかということ、それとですね、東京電力本体のほうの警察官の天下りが32人ということを最初に色々なやり取りがあって、当時の細野豪志首相補佐官から人数や職務などは明らかにするべきだという答弁があって、結局東京電力で公表してますけど、このグループ会社にですね、天下りしている警察官についても、人数とそのおおまかなだいたい何をやってるのかということ公表してもらいたいんですけど。

A：（東電）関連会社のことでございますので、公表できるかを含めて検討させていただければと思います。

Q：ですけど、事実上東京電力と資本関係とか代表取締役は東京電力の人だっ

たりとかするわけだから、実態的には同じというふうに見ていてなんでそれを言ってるかっていうと、東京電力にね、天下りするのは今非常に難しい状況なんですよ。警察庁に限らず他んところも。だからこういうグループ会社って言われるところに脱法的に、脱法的っていうかまあそっちのほう監視の目が弱いからマスコミも。今年のね、4月1日から天下りを沢山受け入れてるんだろうなと、だってもう辞める人決まってるんだし、その人たちの中で東京電力行く人、決まってるんだから半年以上前から。それを、だからどこに受け入れさせるかあったらそのグループ会社に受け入れさせるしかないわけだから、そういうふうになっているだろうというふうに思ってるから今言ってるんです。ですから、グループ会社の3月末までの時点と、それから今年の4月1日以降のですね、まあ、とりあえず私が興味あるのは警察なので、警察官の天下り、この人数の増減をちゃんとはっきりとさせて欲しいんですけど。

A：（東電）私が言うべきことかどうか分かりませんが、公務員の方の再就職については必要な手続きにしたがってきちんと行えてるというふうに考えております。なお、関連会社とはいえ別会社でございますので、会社として公表できるかどうかも含めて検討させていただければと思います。

Q：そうすると前みたくまたこちらのほうで調べてきて、なんちゃら県警のだれだれさんはここに天下りしてるでしょっていうふうにまたいちいちやって、それでそちらが仕方なく人数を公表するってことになるんじゃないですか。

A：（東電）そういったケースになるかどうか分かりませんが、まずは私どもとしてどういうお答えができるかについて検討させていただければと思います。

Q：最後に園田さんのほうからも、これは4月の会見の時からずっとやって最終的には、なんでこれ言ってるかという、先日の品川美容外科事件というのが警視庁でもあったんですけれども、これは捜査情報が品川美容外科というところに流れていたという案件なんですけど、ここには警視庁が人材情報センターというふうに言われてる警務部第一課人事企画第二係というところから、組織的に天下りを斡旋してる場所なんですよ。それは情報公開してきた資料で、品川美容外科から求人票が出てから明らかなんですね。私それはもう2年も前に週刊誌に記事を書いてますけど品川美容外科の名前を挙

げて。同時にその時に東京電力もかなりの多くの求人票を警視庁に出して天下りを入れてるわけですよ。だからこれは組織的にやってることで、それは何が受け入れるほうとして欲しいかと、情報が欲しいっていう話を細野さんがいた時からしてるんですね。だからそれは脱原発とかそういったものに関する色んな今の社会情勢があるから、それを天下りを通じてニュースにしてるんじゃないんですかという話があって、それだったらそういう懸念があるんだから人数ぐらいあるいはどういう職務に就いて何をやってる人たちなのかってことを明らかにしましょうってことになったわけで、それが今だから今度4月以降グループ会社というところにどうもその天下りを振り分けた形跡が見られるんですよ、今回の8月末に国家公務員法に基づいて公表されたこのリストを見ても。ですからこのグループ会社のほうの天下りも明らかにしてくれて言ってるんですけど、それに関して園田さんはどういうふうなご見解でしょう。

A：（園田政務官）一般論で大変恐縮でございますけれども、天下り斡旋につきましては民主党政権になりましてから、これは閣議了解だったと思いますけれども、これは禁止をしましょうということでお話をさせていただいております。今実は国会に再就職と監視委員会を立ち上げるべく同意人事を政府から提出をさせていただいております。残念ながらこれ国会で衆参で同意を得なければ、この天下り斡旋等に関する監視というものが機能できていないという状況が続きますので、これは野党の皆さん方に強く今お願いをさせていただいている、政府としては国会で早く同意人事をお願いをさせていただいてるところでございまして、そういった国民の懸念に答えるように政府としてもやはりしっかりと監視をしていかなければならないというふうには思っています。

Q：そしたら最後ですけど、その今同意人事をやられる時に、いずれにしても再就職天下り斡旋の監視をされてるということですから、その時にこういった今言ったグループ会社に実質的にはほとんど親会社と同一のようところに、抜け道的に天下りが行って、親会社のほうに聞いたら独立してるから知らんみたいな話にならないようなことをしていただきたいと思いますけど。

A：（園田政務官）これもまた大変恐縮なんですけど法律がございまして、国家公務員制度改革関連4法案という法案を、これまたさっきの国会に政府としては提出をさせていただきました。その中のひとつの条項として、先ほど申し上げましたちょっと長くなりますけれども、再就職等監視委員会というも

のは、遡ること自民党政権時代からこれを提出されているところでございます。その当時は正式名称をすいません、度忘れしてしまったんですけれども、もうひとつのセンターというのがついていまして、それがいわば天下り幹旋を合法的に行うものではないかということで、当時の民主党野党時代にそれでは抜け道になってしまうということで、自己規制に行うのであればそれをきちっと正すべきだということで、今般その法律を出させていただきました。これがさっきの同意人事でまず認められて、再就職等監視委員会が動き出します。そこから今度はその監視委員会が更に権限強化をこの法律によって機能を強化させていただいていますので、この法律がやはりこれも国会でございますので、国会でお認めをいただければ更に今後そういった天下り幹旋というものがしっかりとチェックをするという、委員会そのものに調査権限が付与されることになります。今はその調査権限がありません。したがって任意の提出という形になりますけれども、今後その法律が成立をいたしましたならば自ら委員会がそういった調査をするという形に一步踏み込める状況を政府としては今作らせていただいておりますので、今後は私ども国会の状況でございますので、ねじれという状況でございますので与党だけでこれが成立をするという形ではありませんので、これは幅広く与野党の協議の中で作られていくものではないかというふうに、そこで私どもが期待をさせていただいて、それができればご指摘のような話もしっかりとチェックができる体制がようやく作り上げられるのではないかなというふうには思います。

○朝日新聞 杉本

Q：朝日新聞の杉本と申します。よろしく申し上げます。東電さんに2件あります。まず6号機のタービン地下への水の浸入なんですけれども、結局どれぐらい水が中に入ったのかということやですね、他の機器への影響があったのかなかったのか、またこのポンプで汲み出したということなんですけれども、流入が止まったのはいつ頃なのかということとですね、今後コンクリートで遮へいする対策というのは、いつ頃予定しているのかということをもまず教えていただきたいのが1点です。あとはですね、福島第一に視察報告に行かれた安全委員会の小山田委員によるとですね、安定化センターの副所長のほうから汚染水の処理水について、今後の方針について何かお話があったようなんですけれども、これは東電さんとして、何か方針として今予定されてるものがあるのかどうかを教えてください。

A：（東電）まず6号機のタービン建屋の地下1階への雨水の浸入でございますけれども、こちらは、ちょっと総量自身は確認できておりません。まず昨日

発見した段階では1時間あたり4m³/h、それから本日朝測った段階ではその倍の1時間で8m³/h 出ているのではないかなというふうなことで報告は受けております。したがって流量そのものが変化しておりますので、トータルといたしましては昨日の午後から本日の午前中というような時間の中での漏えいということになります。それからこれに関しましては、床に設置しておりますファンネルという水がこぼれた際に廃棄物処理系に水を導くラインがございまして、そちらのほうですべて回収されておりますので、設置されております堰の外側に出ているというような状況ではございません。それから止まった状況、時間帯につきましては本日の午前中ということでございまして、水を抜き始めて最終的には午前中の中で止まったということでございます。それから影響を受けた機器でございしますが、こちらは午前中に写真を配布させていただいたとおり、ラバーブーツのところから水が、雨と言いますか、そういった形で床面に垂れてきているという状況でございまして、水が何かの機器にかぶってるという状況ではございません。特に機器それから電源関係等に影響はございませんでした。それから2番目のご質問でございしますが、こちらに関しましては現在発電所で仮設タンク等を設置するために、森林を伐採して用地を確保しております。その中に伐採した木を集積しているわけでございますけれども、その伐採木の自然発火を防止することと、あるいは地面等が乾いて参りますと埃が舞いますので、そういった自然発火防止と埃の飛散防止のために散水をしたいというふうを考えておりますが、その散水に使用する水に関しましては、現在5、6号機の建屋から排水した仮設タンク、それからメガフロートに現在溜まっております水を使用するということで現在計画を進めております。こちらに関しましては、いわゆる浄化装置ゼオライトを使って中の放射性物質を取り除くということと、もうひとつは津波によりまして塩分が入っておりますので、RO膜式の淡水化装置を通しまして塩分を除去した上で構内散水を考えているという状況でございます。そういったことを現在計画しておりますので、そういったことが実際に決まりましたらまた皆様のほうにご報告させていただければと思います。

Q：ありがとうございます。6号機のすいません、まず、確認なんですけれども、コンクリートで遮へいするという対策についての時期。

A：（東電）はい、失礼いたしました。コンクリートで遮へいと言いますか、これはすき間を埋める工事でございますが、こちらは9月26日までには完成させる予定で作業を進めたいと思っております。

Q：あとは汚染水の処理水のほうなんですけれども、今5、6号機から排水した水というのが汚染濃度がどれぐらいなのかということと、これを撒くことで周辺への放射線の影響がどれぐらいあるのかということをお教えください。

A：（東電）水の分析の結果によりますと、 10^{-2} 、 10^{-1} と言ったレベルでございますので、こちらのほうをゼオライト等に通すことによって、いわゆる構内に散水する水の基準が基本的にはないのでございますけれども、いわゆる海水浴場の基準が $0.05\text{Bq}/\text{cm}^3$ でございますので、その基準を下回るような水にした上で散水するということが計画しています。

Q：これは地元への説明等は今後、計画はいつ頃なのかとか。

A：（東電）こういった計画を今立てている段階でございますので、関係諸機関、関係者の皆様によくご説明、ご相談させていただきたいというふうに思っております。

Q：はい、ありがとうございました。

○産経新聞 蕎麦谷

Q：産経新聞の蕎麦谷と言います。東電の松本さんにお伺いしたいんですけれども、汚染水の水位の上昇なんです、1号機が原子炉建屋で442mmと、朝の会見よりもかなり上昇してるようなんです、すいません2号機3号機のタービン建屋で3,000というのがひとつの基準だったと思うんですけれども、1号機でこれは基本的には何メートルぐらいの、どのぐらいの余裕がそもそもあるものなのかっていうのをちょっと教えていただきたいのと、後それを踏まえた上で、この442っていう数字をどう評価するのかということ。たぶんこれ会見終了時にまた水位が上がったものを説明していただけるんですが、その辺もちょっとわかり次第教えて欲しいというのが一つあります。それから園田政務官にお伺いしたいんですけれども、前回の工程表の改定の時の会見の翌日の新聞各紙です、工程表の受け取り方について新聞によってですね、前倒しと取ったところと、それから現状の維持のままというふうにとったところで、完全に真っ二つに分かれてたと思うんですが、おそらくそれは口頭では前倒しをするというふうな発言された一方で、資料上は従来のままだというふうな事で、いわゆる二つのスタンスが存在した事によって、たぶん新聞上でもそういうふうに分かれてしまったんだと思うんですけ

れども、より正確で分かりやすい情報の発信をしなければいけない現状の中でですね、工程表という非常に大きな区切りを設定するものにおいて、そういう二つのものが存在をして、さらに報道も完全に真っ二つに分かれるような状況が生まれた事について、実はその後の東電とか保安院の会見でも、その点については散々質問がずっと出ていて、いわゆる、いまだに消化しきれてない部分があると思うんですけれども、いわゆるそういう情報発信の仕方について、反省すべき点等があるかどうかという事についてちょっとお伺いしたいと思います。

A：（東電）はい。まず東京電力からお答えさせていただきますが、1号機の原子炉建屋の水位が上昇しておりますけれども、こちらに関しましても余裕という意味では、建屋そのものは地下1階のほぼ半分くらいが水没しているという状況でございます、1階に溢れるまでにはまだ5m50cm程度のまだ余裕はございます。それから1号機の原子炉建屋は今後、原子炉建屋の隣にございます廃棄物処理建屋を経由いたしまして、2号機のタービン建屋に抜けていきますので、雨が止んでおりますので、今後はしばらく上昇の程度が鈍りましたら2号機のタービン建屋の方へ徐々に抜けていくというふうに考えております。

Q：じゃあ朝、会見でおっしゃったような直ちに溢れ出すような状況ではないというのは変わらないという事ですか。

A：（東電）はい。変わりません。繰り返しになりますが、ぐるっと、1号機に関しましては建屋間をですね、水が回っている状況でございますので、最終的には2号機のタービン建屋の水位の上昇という形で現れて参ります。

Q：それは何処まで行くかっていうのはまだ試算出来ているわけではないんですか。

A：（東電）はい。こちらの方はちょっと試算出来ているわけではございませんし、2号機のタービン建屋も2号機関係の流入水で増えているのと、今後2号機に関しましては1号機、2号機の水がタービン建屋入ってきていますので、現在ポンプ1台での汲み出しでございますけれども、プロセス主建屋の方の水処理が順調に進んでおりますので、移送量を強化してですね、タービン建屋の水をもう少し早く下げるといようなことは現在計画をしている段階でございます。

A：（園田政務官）ロードマップの改定の件で、はい。ありがとうございます。
そういう面では皆様方の受け止められ方という面で、明確に私どもから発信が出来ていなかったという事は、ちょっと私自身も反省をしなければならないというふうに思います。その上でロードマップのですね、目標を政府と東電の統合対策室としては現状のままで今、これはいわゆる国民の方々への宣言と言いますか、お約束という形でさせていただいておりますので、それは今の段階ではまだ変えるものではないと。ただし取り組みの姿勢として、私どもは今大臣も含めて少しでも前倒しをとという事で、内部ではその前倒しの姿勢をですね、各部署あるいは各取り組みに際しても、きちんとその考え方が行き渡るようにという形で取り組みを進めておるところでございます。したがってその取り組みの姿勢というものを目標値としては来年の1月中旬までというような形でまず目標設定はさせていただいているわけでございますけれども、しかしながらその姿勢として少しでも早く年内にも冷温停止も含めて達成できるようにという形で、大臣も国際社会の中でお伝えをさせていただいたというところでございました。それが、きちんと私も含めてですね、各部署に伝えきれていなかったというところは、反省をすべきところではないかというふうには考えております。

Q：ありがとうございます。

○NHK 花田

Q：NHKの花田と申しますが、東京電力の松本さんと保安院の森山さんに伺わせてください。まず、1点目なんですけど、先ほどあった5，6号機の汚染水と、後メガフロートの水の浄化した後の散水という関係で伺わせてください。まずこれなんですけど、さっき $0.05\text{Bq}/\text{cm}^3$ ってお話ありましたけれども、これはセシウムの基準なのかというのを伺わせてもらいたいのと、後、他の核種の分析というのは、要はどうするのかと。排水許可の場合は核種ごとにその基準というのがあって、それを下回って撒くというのがあったと思うんですけど、そういった他の核種の分析しっかりやられているのかというのを。後これ撒いた後、水というのはどういうふうになるのかと。地下水になるのかなとは思いますが、海への放出とかそういった環境への影響、本当に大丈夫なのかと。後この散水の時期としてはどれくらいの時期を考えて、後どれくらいの量撒こうと考えているのかと。後この他に浄化装置で処理した水というものもあると思うんですけども、淡水もあると思うんですが、あれも注水以上に溜まっている状況があると思うんですが、その水について

はこういった事は考えてないのかというのを伺わせてください。同様に、保安院の方にも本当にこの安全性というのは大丈夫なのかというのをどのように見られているのか伺わせてください。

2点目なんですけど、同じく安全委員会の方の報告で、安定化センターの方から聞いたところで、被ばく線量の関係なんですけど、燃料の取り出しなどの長期化でその 250mSv の被ばく限度というのを 100mSv に今下げるという検討がされていると思うんですけど、そういった下げられると困るというお話があったようなんですけど、そういった被ばく限度を下げないという要請とかを政府とか厚労省の方に要請とか行っているのかというのを伺わせて下さい。そのどういう状況なのかというのを保安院の方にも。どう把握されているのかというのを伺わせてください。

A：（東電）先ほど申し上げました $0.05\text{Bq}/\text{cm}^3$ という値はセシウム 137 の基準でございます。こちらは水浴場の指針という中で示されているものでございますし、その他載っていないヨウ素ですとか、その他の核種につきましても水中の濃度限度等を参考に、それを満足する水という形で処理をしたいというふうに思っております。撒いた水の行方でございますが、当然地下水として水辺に染み込む部分と大気に蒸発する部分がございますが、こちらはいずれにいたしましても濃度限度を下回っている水でございますので、環境への影響はほとんどないというふうに考えております。それから時期、撒く量に関しましては、現在計画の段階でございまして、まだ量等、時期等については決まっておりません。それから 1 から 4 号機側の水処理の方に出てきている淡水に付きましては、現在こちらは、プラントの中で原子炉への注水等に利用するという形で現在考えておりますので、こちらの方についてはまだ具体的な計画はありません。それから、ちょっと訂正です。 0.05Bq はセシウム 134 と 137 を合わせて、 $0.05\text{Bq}/\text{cm}^3$ 以下というような状況でございます。以上でございます。

A：（保安院）保安院でございますが、構内の散水の件でございますけども。このような検討がされている事は承知しております。それで、あくまでも構内での散水という事ではございますが、保安院といたしましてはいわゆる告示で定められた構外への放出の基準がございまして、敷地外への放出の基準がございまして、核種濃度がそれより下回るようにしていただきたいという事は申し上げております。まだ詳細な核種の確認等はこれからやって行く必要はございますけれども告示に基づいて、敷地外に放出できるようなレベルのものに、構内での散水であっても、そこまで除染をしていただきたいと、い

う事を申し上げております。それから、250mSv の件でございますが、被ばくの低減という観点から、課題であるというふうに認識しております。それで、今ですね、これ保安院からはというか、統合対策室の中に、健康管理と放射線被ばくに関する検討のチームがございます。今後どのような作業によって、どのような被ばくというものがあるのかというのを東京電力に、今検討を依頼しているという状況でございます、その様な状況を把握しながら、被ばくの低減という観点とそれから事故の収束という観点から、検討していくべき課題ではないかと考えております。以上でございます。

A：（東電）すいません。東京電力で被ばくの観点、ご説明がもれてしまいました。申し訳ございません。今回、事故時の緊急被ばくということで、250mSv という事になっておりますが現在、厚生労働省さんの方からそれを通常時に戻すという様な、お話は承っております、その為の検討を現在進めております。具体的には通常時の被ばくですと、年間 50mSv、5 年間で 100mSv という基準がございますので、現時点で 100mSv を超えた者はですね、基準が切り替わる途端に、所謂管理区域で業務ができなくなるという状況になります。それからまた、今の段階で 50mSv それから 100mSv を超えている者は、基準が切り替わった段階で管理区域で働けなくなるって事もございますし、50mSv に近づいている者、それから来年以降 50 を超えて 100 に近づいた場合に、すぐ限度いっぱいになってしまうという様なケースが考えられますので、先ほど森山対策監の方からお話がありましたとおり、今後こういった高線量のエリアで、こういった仕事があるのかという様な所を現在詰めております。そういった事を踏まえまして、厚生労働省さんそれから安全保安院さんの方と、よくご相談させていただければというふうに思っております。

Q：ありがとうございます。ちょっと追加で、何点か伺わせて下さい。まず線量の関係なんですけど、今、作業とか色々精査されてると言う事なんですけど、事実関係として、もうすでに厚生労働省とかに 100mSv への、この引き下というのを行わないようにという要請をされてるのかどうかというのを確認させていただきたいのと。あと先ほどの、5、6号の散水の関係なんですけど、保安院の森山さんの方から、告示限度を下回るようにっていうお話がありましたけど、この告示限度ってのは、空気中のものの事言ってんのか、海水のものの事言ってんのか、何の事を言ってるのかというのをちょっと確認させていただきたいのと。後、セシウムについては分かったんですけど、他のベータ核種とかのそういった分析とか、そういったのはどの様に考えられているのかというのを伺わせて下さい。

A：（東電）はい。まず被ばく線量に関しましてはまだ、正式に厚生労働省さんの方に要請したという様な事はまだございません。現在、逆に厚生労働省さんの方から指示文書をいただいております、こちらに関しましては先ほど申し上げた様な、具体的などんな困難な面があるかという様な所をよく調査した上で、厚生労働省さんの方にご回答したいというふうに考えております。それから指針に関しましては、これは水の濃度限度を使用しております。それからセシウム以外の核種につきましても、測定をした上で散水をするという様な計画でございます。

A：（保安院）保安院でございますけども。告示限度と申しあげましたのは、あくまでも水でございます。通常であれば、海に発電所から放出しておりますが、その告示濃度が様々な核種ごとに、決まっておりますし、あるいはその総和ということも決まっております。その海水に、放出する前の濃度という意味でございます。

○読売新聞 萩原

Q：読売新聞の萩原です。先ほどからの5、6号機の処理水の、散水の関係でちょっと追加で松本さんをお願いしたいんですけど。現在その5、6号機溜まっている水の量っていうのと、あとこれも、再確認なんですけど、どういったところから、集めた水がそのメガフロートと、5・6号機のタンクに溜まっているのかっていうのと、あと木の集積場所に散水するという事ですけど、そのどれ位の面積に撒くのかっていうのと、そもそもこれは処理水の量を減らすっていうのが第一目的なのか、あくまで、火災を防ぐっていうのが第一目的かどうかっていうのを教えて下さい。それとですね、これまでその森林を伐採した用地があって、木も出てきていると思うんですけど、この平常時は、そういった所に同じ様にこのような水を撒いていたのか、これまでどういうふうにしてたのかというの、併せて教えて下さい。

A：（東電）はい。まず水の量でございますが、5、6号機の屋外に設置しております仮設タンクの方に、約1万トンを超える水を排出しておりますし、メガフロートの方には、だいたい7,000トン強の水が現在溜まっております。ちょっと正確にはデータございませんが、およそ現在、タンク側に1万トンを超える程度、それからメガフロートに7,000トンを超える程度の水が溜まっております。それから、この水の由来でございますが、これは6号機のタービン建屋から排水した水でございます、基本的には原子炉建屋それから

タービン建屋の壁を伝って漏水してきた水と、最初に津波で水が侵入しておりますので、その水を回収したものという事になります。現在撒く面積ですとか、こういったペースで撒くかに付きましては、現在計画を立てている段階でございますので、今の所まだ決まったものはございません。それから目的でございますが、こちら自然発火、現在森林を相当伐採して用地を確保しておりますので、そういった伐採木のところの状況を積み重ねている状況でございますので、こちらの方が堆積をしておりますと発酵して熱が出て火災になるというケースが過去にもございましたので、そういった所に散水をするっていう事と、粉塵等が飛散いたしますので、そちらの方を撒いてですね、防止を図りたいという事でございます。それを撒くことによりまして当然淡水を使いますので、新たに所謂今、坂下ダムから水を引いてるよりも、メガフロート、それから仮設タンクの方に溜まっている水を使える事になりますので、そういった余剰水の対策としても有効であろうというふうに考えております。それから、これまでどうしていたのかについては、これまで森林その物を伐採しておりませんので、そういう意味ではこういった事は、通常は行われておりませんが、所謂伐採木その他ですね。所謂有機物系の物は、集めてこういった堆肥にしているケースは発電所の中でございますので、そういった所は水を撒いて自然発火させる事を防止しているという様な状況でございます。それから水の量に関しましては、所謂、メガフロートの方に現在 7,150 トン程度。屋外の仮設タンクの方に 9,200 トン程度、今溜まっているという状況でございます。

○時事通信 神田

Q：時事通信の神田です。文科省の伊藤さんにお伺いしたいんですけれども、昨日発表されたヨウ素 131 のマップなんですけど、6月14日時点のマップという形で公表されているんですけれども、かなり減衰してしまって最高でも1万いくらか Bq という数字のマップを公表することにどのような意味があるのかというのと、測定方法の中で1地点5か所をサンプリングしていて、5か所ともND以上のものが出ればそれはそのまま平均して使うということなんですけど、例えばNDになったものに関して、NDが出たものに関して、1つはNDを超えたものがあって、それ以外はNDのところでも一応ピークを見て平均してその数値を出すやり方をしたというふうに聞いたんですが、これは科学的に確からしい数字が出るやり方なんでしょうか。この2点をお伺いしたいのですが。

A：（文科省）文科省でございます。今回ヨウ素についての測定結果をまとめた

ものでございますけれども、ご指摘のように資料採取した6月、7月というのはヨウ素の半減期で言えば10半減期程度経過しておりますので、結果的に2,200箇所の中の400か所程度にとどまったというのは事実でございます。今回のプレス発表資料の中の考察というところにも書いてございますけれども、今回はじめてヨウ素131の沈着情報について、ポイントポイントでのサンプリングというのは文科省としても事故直後から行ってきたわけですが、一応同じ時点における広域的な広がりというのを今回見ることもできたというのが1点と、資料の中にもございますけれども、例えばヨウ素とセシウムとの存在比を比較することで事故直後どういう形で発電所から放射性プルームが出たのかについて検討するような手掛かりが見られたとか、それから地上にどうやって沈着したのかということについての今後の解析のためのデータを提供したという意味があるのではないかというふうに考えてございます。細かい話になりますけれども、1地点と申しておりますけれども、実際にはある地点で数メートル四方の中で5つのサンプリングをして、その値を平均化するというのが基本的な考え方でございますけれども、今回も時間も経ってるということで、例えば5か所のうちのいくらかはND未満であったとか、あるいは検出限界というのもその場所に存在するヨウ素以外の線量の高いセシウムとかの関係でバックグラウンドというか検出限界が地点によってかなりばらつきが生じるというふうに承知してございます。その中でどういう形でその地点のヨウ素濃度を代表するのがよいのかにつきましては、検討会における専門家の先生方のご意見伺いながら今回のような形で発表させていただいたというのが経緯でございます。

Q：非常に細かい地点でやってヨウ素を出そうとしたというのは意義のあることだと思うんですが、究極的には、特にヨウ素に関しては事故直後にどういう方向にどれだけのヨウ素が出てきて被ばく量がどの辺に住んでいた人はどのくらいの被ばくをしたのかというのを知るのが一番の目的だと思うんですが、そういった観点は当然あるわけですね。

A：（文科省）そういった観点もちろんです。今回地表に沈着した量をフォローしたということでございますので、ここから事故直後に空気中のダストに含まれるヨウ素がどうであったかというところまでは推定するのはちょっと難しいかなとは思いますが、事故直後の色々な放出の状況とか、再現するなかでそのなかのうちの一定量が例えば沈着すればこれくらいになるだろうという推定と、今回得られた実測値、さらには先程申し上げましたけれども事故直後から何か所かでそういう土壌のサンプリング、ヨウ素、セ

シウムについてもしておりますので、今回の報告書でもそういったこれまでの測定してきた結果を加味した形でもうちょっと詳細な評価といいたしましうか、分析をしていくことが必要というふうにも述べられているところでございますので、そういった全体像が明らかになっていく過程において結果として事故直後におけるヨウ素による被ばく情報というのでも明らかになっていくのかなと。今回のデータだけではそこまでは評価に使えるようなデータにはまだなっていないというのが現状でございます。

Q：考察の中でですね、放射性プルームの放出時期の違いによってプルームに含まれるヨウ素 131 とセシウム 137 の比率が違うとか化学形態が異なっているとかがいるんですけれども、こういうのはおそらくヨウ素とセシウムの融点の違いとかで原子炉の状況とか時間的な変化にも関連してくると思うんですけれども、この検討会にはその炉の専門家の方がいらっしゃるということで、なかなかこの検討会では難しいという事なんですけれども、これは伊藤さんにお伺いするのがいいのかよくわからないんですけれども、これに限らずきちんと色々調べたデータについて有機的に共有して活用するような仕組みというのは何か作られていらっしゃるのでしょうか。

A：（文科省）ご指摘の点大変重要な点だと思います。私どもが測定して出たデータをどういうふうに評価していただくかということに繋がっていくと思います。こういった会議については全て公開でお示ししてございますし、今日配った資料以外に会議では個別の 400 点以上について個々の数値も示してございます。ヨウ素とセシウムの比とかについて考察をしておりますので、こうした結果を踏まえて外部の専門家の目で見えていただきたいと思います。一つは原子力安全委員会のほうで定期的にこれだけではございませんけれども、私どもが行っておりますモニタリングの結果についてその都度評価していただいているところでございます。先程も安全委員会の事務局さんのほうからお話ありましたけれども、まだ私どもの土壤に関しましては他の核種の濃度についても只今分析中でございますので、全体像をできるだけ今月中をめどに作業進めていますが、そういったものをまとめて安全委員会に報告するなかで、炉の状態も含めた評価もやっていただけるんじゃないかというふうに考えているところです。

Q：ええと、これは園田さんにお伺いしたほうがいいのかもしいですけれども、今みたいは話でヨウ素の話だけではなくて、結局こういったデータが出ました、詳しくわかりましたでございましてではなくて、やっぱり被ばくの関

係とか、今後の除染の関係とかについても活用できるデータだと思うので、そのへんについて、もうちょっと有機的に利用できる観点みたいのをどういうふうにお考えなのかちょっとお伺いしていいでしょうか。

A：（園田政務官）はい。今ご質問が文部科学省にさせていただいたわけですが、まずけれども、まさしく文部科学省にお願いをしているのはこういったモニタリングをきちっと細かくやっていってもらうということでございますので、それを受けて今支援チームを含めて、これからあと福島県とも色々ご相談させていただいておりますけれども、住民の健康管理も含めてこれから色々な形で活用ができるというふうに私も考えておりますので、今文部科学省には詳細などですね、こういったモニタリングをお願いしております。それを受けて当然今私に振っていただきましたけれども、支援チームも、あるいはそれを通じて福島県ともこれから具体的にこういった調査を基に様々な検討やら対策というものが打ち立てられる大変貴重なデータであると私どもも考えております。

A：（文科省）ちょっと補足させて頂いてよろしいでしょうか。この土壤マップの作成に当たっては専門家による検討会で結果を評価して頂いておるわけですが、その場にはいつも生活者支援チームの方からもオブザーバーとして参加して頂いておりまして、今回はヨウ素でございましたけれども、前回のセシウムの土壤の濃度、その後に発表しました森林中における放射性物質の移行の話とかってというのは非常に除染に関連するものですから、そういう視点でこの検討会の審議を見ていただいているということを付け加えさせていただきます。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJ 吉本興業のおしどりでです。よろしくお願いいたします。まず文科省の伊藤審議官によろしく願いいたします。ご回答ありがとうございました。福島県の県民健康管理検討委員会に関してなんですけども、前回の会見で被災者生活支援チームの医療班の福島班長にも確認いたしましたし7月の会見の時点でも医療班に確認したんですけども、国の支援チームは県民健康管理検討委員会に関してオブザーバーという立場のみで報告を受けるだけで、一切アドバイスをいたしません。ですので原子力損害賠償紛争審査会が健康管理を住民被ばくについて検討委員会のみの判断にまかせるというのは国のクロスチェックがまったく入らないと思うんですけども、それはいかがでしょうか。ちなみに今まで賠償審査会は14回行われておりますが、検討委員会は

7月までに3回のみで、8月、9月は委員会のメンバーの日にちが合わなかったからと10月以降となっております。このような検討委員会に住民被ばくに関する賠償一切の判断を任せるといえるのはいかがなんでしょうか。どうぞよろしくお願いします。そして文科省のこの環境モニタリングの結果についての資料の36ページなんですけども、携帯電話の受発信を行った事により他の人と傾向が異なる高い値が測定されたという事なんですけれどもこれは具体的にどういう事例なんでしょうか。 よろしく願いいたします。あとヨウ素地図に関してなんですけども、これは6月14日の時点ということで、最終日は6月6日から7月8日となっておりますが、6月14日に補正をしていたと考えますと、3月15日に北西方向に非常に高い放射性ブルームが覆いましたから80日経過した事になります。そうしますとヨウ素8日の半減期を10回繰り返しておりますので、2の10乗という事で1024分の1ということですか。単純に6月14日の量を1024倍すると3月15日になるとは思いませんが、だいたい3月15日のヨウ素の土壌の沈着量というのはだいたい試算で上がっているものなんでしょうか。どうぞよろしくお願い致します。

Q：あと、前回東京電力に鼻スミアについてお聞きした件で安全委員会、文科省、保安院にそれぞれお聞きします。佐賀県と愛媛県と福井県の緊急被ばく医療マニュアルには従業員が過大被ばくした時点で吸入被ばくによる鼻スミア試料を取ることが必須になっております。ちなみにこの3県での共通項はプルサーマルがあることです。ですのでガンマ線放出核種であれば全身カウンターによる測定ができますが、プルトニウム等のアルファ線放出核種は鼻スミアでまずチェックをするという事になっています。ちなみにこれは財団法人原子力安全技術センターの原子力防災研修講座共通基礎講座テキストという基礎の基礎のところに書いてあるんですけども、この団体は文科省から委託を受けているということでこの教科書が実行されていないということで文科省はどうお考えでしょうか。

Q：そして保安院に対しては原子力安全・保安部会 I N E S の評価議事録で原子力発電所の事故以降ウラン等のアルファ核種も注意するために鼻スミアを行うと議事録に上がっているのですが、これは総合資源エネルギー調査会の下にあるということで同じ経産省として保安院の認識もお聞かせいただけたらと思います。そして安全委員会の議事録にも過去鼻スミア試料が何回も上がっているんですけども今回度々高線量を被ばくされている作業員の方々が一度も鼻スミア試料を取られていないという事に関して何かコメントをいただければと思います。よろしく願いいたします。

A：（文科省） それでは文部科学省のほうからお答えさせていただきます。県民調査に関連した国の関与についての再度の質問ですけれども、まず原子力損害賠償紛争審査会の事務局としての文部科学省といたしましてはさっきの飯舘村からの村の住民の方からのご要望に対してはこういうふうなお答えをしております。1つは今回8月の5日に紛争審査会の方で中間指針というのを取りまとめまして、その中で晩発性の放射線障害についてもこの事故にかかる放射線によって被ばくしたことが原因であれば賠償すべき損害として認められる。その際認定に当たっては被ばくに関するデータが重要であるということを書いてございますけれども、具体的にどうするのかというのは紛争審査会のマンデートを超える所ではございますけれども、一つには福島県の方において現在県民健康管理調査というのが行われて、そこで被ばく線量の評価というのも行われているというふうに紛争審査会事務局としても承知しているのでその旨を要望書を提出された方のほうにお返ししたということでございます。生活支援チームがどういう形でこの審査会に関わっているかについては私も承知してございませんけれども、先ほど申し上げたように文部科学省はオブザーバーとして個々の値についてコメントをするというよりは線量の評価を初めとする健康管理全般について専門的知見を述べさせてもらうというオブザーバーとしての役割が期待されているということでございます。したがってまずは一義的には健康影響評価においては現在の整理においては福島県が一義的に責任の下で県民の長期的な健康管理も含めた対応をしていただくというふうに理解してございます。それから学校における線量の異常値と申しますか、携帯電話の話。ちょっと今手元に資料を探してございますのでしばらくお待ちください。後でこの会見の場でお話ししたいと思います。それからヨウ素についてこれは測定時期はすこしばらついてございますけれども、6月14日の時点で補正した値を全体で纏めております。ご案内のとおり約十半減期過ぎておりますので、もし3月の半ば頃に放出があったとすれば、当時に比べれば1000分の1の濃度が6月14日の段階で理論的には観測されるのはご指摘のとおりだと思います。ただしこの間例えば今回計りましたのが土壌に沈着している量ですので、その間のウェザリングと申しますか降雨等の影響で地表の濃度も変わりますし、報告書のどっかに言及があったかもしれないけれども今回非常に検出限界に近いような低い濃度のものもございまして、そういったものについて誤差も含めて1,000倍とかする事は必ずしも適当ではないのかなと思います。今回の6月の調査以外に3月、4月と様々な地点で土壌のヨウ素の濃度の測定をしております。その結果と例えば今回計った値の1,000倍した値と比較してみてもオーダーとしてはそんなに

違わないというような結果になってございますので、繰り返しになりますけれども単純に 1,000 倍する事は必ずしも事故当初の濃度を推定する事にはならないかもしれませんが、オーダーとしてその傾向は大体合致しているというふうにと考えて頂ければと思います。すいませんもう一問ご質問いただいたんですが、ちょっと失念いたしまして教科書が。

Q：はい。鼻スミア試料に関してですけれども文科省から委託を受けている原子力安全技術センターのテキスト、原子力防災研修講座のテキストにガンマ線放出核種であれば、全身カウンターによる測定を、プルトニウム等のアルファ線放出核種は、鼻スミア試料を迅速に取ることというふうに出ているんですけれども、それが必ずしも実行されていないということに関して、文科省が委託をしているこちらの原子力防災研修講座のテキストは間違っているということなのでしょうか。

A：（文科省）ちょっとその講座のテキストを確認しておりませんので、帰って確認したいと思いますが。仮にその講座のテキストで、そういうような講習を行っていたとして、それが実施されたか、されないか、っていうのは、少し次元の違うようなお話かなというふうに受け取らせていただきましたけれども。

Q：わかりました。ちなみに I N E S の従業員の過大被ばくに関する再発防止策の中にも、摂取を迅速に検出するために迅速に鼻スミアを行うと、一文は入っているんですけれども。こちらの教科書だけではなく。

A：（保安院）保安院でございすけども。I N E S のでしょうか、委員会の議事録かなんかのことでございましょうか。ちょっと調べてみたいと思いますので、どういった議論があったか、もう少し具体的に I N E S の部会の。

Q：原子力安全・保安部会の評価委員会の議事録です。

A：（保安院）5月いつ頃でしょうか。

Q：ちょっと日付は書いてないんですけれども、J C O の事故以降行われた、例えばグローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンなどの事故に関する時の議事録などに入っております。

A：（保安院）わかりました、確認してみます。多分、そういった粉末を扱うような事業所のことではないかというふうに思われますが、確認をしてみたいと思います、どういったことでそういったご発言なり、検討がなされたかですね、確認をした上で又ご回答申し上げます。

Q：わかりました。これ以降、アルファ核種を扱う佐賀県、愛媛県、福井県の研究被ばく医療マニュアルにも鼻スミア試料が言及されていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

A：（原安委）安全委員会ですけれども。今の鼻スミアに関してなんですけれども、私の知識でも基本的に粉末のアルファ核種を扱う施設ではこれは必須だと思いますが、今回のようなケースでどうなのかについてはちょっと過去、原子力安全委員会でどんな議論があったのか又、今の専門家のご意見も聞いて又お答えさせていただきたいと思います。

Q：わかりました、よろしくお願いいたします。すみません、文科省の伊藤審議官に賠償紛争審査会の件なんですけれども、現段階では、住民の被ばくに関する判断その他は、県民健康管理検討委員会のみの判断という認識でよろしいでしょうか。

A：（文科省）文部科学省でございます。紛争審査会の報告書においては、今回、先程申しあげましたように晩発障害、事故に起因する晩発障害が認められた時には対象とするということが、述べられているだけでございまして、具体的に、どこのどういうデータをもって、将来認定を受けるかというところまでは記述してございません。したがって県民調査というのは、一つの、全てのあそこの地域の方々が受けるという意味では、一つの普遍的なデータにはなるというふうに考えられると思いますけれども、必ずしもそれだけとか、それでなければいけないとか、そういった判断を事故原子力損害賠償紛争審査会の方でしていただくわけではございません。

Q：わかりました。では過去 14 回ありましたが、その判断が言及される時機というのは大体いつぐらいの議論になりますでしょうか。もしご存知でしたらよろしくお願いいたします。

A：（文科省）原子力損害賠償紛争審査会の方の委員会につきましては、8 月の初めに中間報告をまとめてございますけれども、今後更にいくつかの積み残

しのものについて、議論が進められると思いますけれども。私の理解しているところでは、放射線被ばくに伴う急性、晩発障害についての考え方というのは、指針と申しましょうか、今回お示ししているというふうに理解しております。今後、更にこれにつて別の指針と申しましょうか、考え方が出されるとは承知してございません。

Q：わかりました。では現段階での判断を、もう一度よろしく願いいたします。

A：（文科省）現段階と申しますか、ちょっとお待ちください。繰り返しになって恐縮でございますけれども、8月5日に策定した紛争審査会の中間指針において述べられてところは、晩発性の放射線障害について、事故に起因して晩発障害が生じた場合には、それが賠償すべき損害として認められるということを述べてございます。それから晩発性の放射線障害の認定にあたっては、被ばくに関するデータを收集整理することが重要であるというふうに考えてございます。その際、中間報告ではそこまで書いてございませんけれども、被ばくに関する客観的データと申しましょうか、その一つのよりどころとして、現在全県民を対象に行われております県民の健康管理調査による被ばく線量の評価というのが、一つのデータになりうるのではないかなというような形で、ご要望のあったところに対してはお答えしているところでございますが、最後の点につきましては、それが唯一のものであるとか、そういうような言い方はしてございません。

Q：分かりました。ではこの先、民間若しくは別の福島県民健康管理調査以外のデータも賠償に値する可能性がある。賠償の対象になるというふうに中間指針は読めるということでしょうか。

A：（文科省）中間指針におきましては、今、申し上げたように、どういうデータを添えて出しなさいというようなところについては言及してございませんので、したがって、県民健康管理調査以外のものを排除するものではないと思います。ただ、ちょっと繰り返しになりますけど、今、申し上げているのは、将来晩発障害とかが生じた時に、それが今回の事故に起因したものであるかどうかについてのデータを、障害の認定にあたっては、当然そういう被ばくに関するデータが必要になりますので、そのデータを将来仮に集める時に、何に基づく調査を添付ともしましょうか、認定にあたって提出するかという話しかと思います。

Q：わかりました、ありがとうございました。

ONPJ 日隅

Q：園田さんをお願いします。会見に出席する条件について、署名の記事が必要なのか、それともジャーナリストとしての実績という意味で、そういうものが確認出来れば別に署名記事でなくてもいいのか、ということの確認をしていただいたのかどうかということ。

それからICRPの最新の基本となる勧告は、パブリケーションの103ですけれども、これについては中国語、韓国語、ロシア語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ルーマニア語については、翻訳したものがウェブサイト上にあって、無料でダウンロード出来るようになってるんですけども、日本語については、これは無いんですね。これについて、日本語についても今、日本でこそ必要なものだと思うので、無料でのダウンロードが可能なように政府として要請するおつもりがあるのかどうか。そのパブリケーション103の中において、記載されている損害評価について、このように損害の評価をするべきだと。それを損害評価に応じて、その損害評価とともにメリットですよ。今のメリットとデメリットと合わせて、どういう防護をするかということを決めるべきだということになってくるんですけど、損害評価に関する項目を園田さん自身が読まれたことがあるのかどうか。それから、政府の中で損害評価についてどこか担当する場所があるのかどうか。安全委員会を出してきたものを第三者として評価するんだらうと思うんで、政府内においてそういう損害評価を行うっていうところがあるのかどうか。もし、行ってないとすると、ICRPの勧告に基づくと一方でおきながらですね、20mSvなんかを決める時に肝心なその損害評価を行ってないとすれば、それは何故なのかなというのがあるんで、その理由をお伺いしたいということと、まあ併せてその前回お願いしていた地域住民への説明の、リスクについての説明の内容とか、あるいは放射線が住民に与える、健康に与える程度についての周知の方法について改善する予定があるのかどうかということ。

それから、魚については何かお答えいただいたようなんですけども、ごめんなさい。ちょっと遅れてきたんですが、そのつまり入れないからということが理由のようなんですけれども、周辺住民が一時帰宅なんかが出来ている状況の中で、健康に関する非常に重要な情報を取りに行くことは可能なように思えるんですけども、それが何故できないのかというのがよく分からないんです。以上です。

A：（園田政務官）お答えを申し上げます。まず、会見の件でございますが、署名記事でということかどうかというこの確認でございますよね。確認をさせていただきまして、署名記事でということで、今、お願いをさせていただいているところでございます。これにつきましては、私もですね、それから政府内でも色々調べさせていただきましたけれども、これに対しての評価といますか、運用も含めてですね、これ以上のものはないということが確認をできましたので、今の段階ではこれを緩めるということは考えていないということでございます。それから、ICRPの日本語訳。ちょっと答えてもらって。すみません。ICRPの件はちょっと私が確認をしておりませんので、後ほど安全委員会から答えていただければというふうに思っております。それから私自身その項目、損害評価の項目を見たことがございません。それから政府内で担当する部署ということでございますけれども、基本的にはそれが起こった時において、今回の中間指針というふうに出されておりますけれども、損害賠償の文部科学省か。文部科学省の中で設置された機構の中で行われるということだろうというふうに理解をさせていただいております。それから地域住民への説明でございますけれども、この間も支援チームからお答えはさせていただいておりますが、今後も丁寧にはご説明をさせていただく機会というものはあるかなというふうに思っております。そしてまた、魚については、今、入域に関する禁止の部分がありますので、それを超えて水産庁としてはなかなか入れないというところがあるというところで、確認をさせていただいておりますので、先程、一番最初に申し上げましたけれども、区域の解除、これが成されると同時にですね、今後科学的な調査を実施するというかたちの段取りになっているということでございました。

A：（原安委）すみません。ちょっと、原子力安全委員会がお答えすべきかどうか、あれなんですけれども。ICRP勧告の日本語訳につきましては、これは従来からアイソトープ協会で日本のそういった分野の専門家の方々の委員会を作って、翻訳を作って、基本的に有償で配布してきています。おっしゃるとおり、2007年勧告は有償で配布しておりますけれども、2007年勧告を受けて現存被ばく状況と緊急被ばく状況、それぞれについてより詳しく書いたICRPのパブリケーション、それぞれ一個ずつありますけれども、こちらについてはアイソトープ協会のホームページで日本語版がただで見れるようになっていると承知しております。

Q：今、補足していただいたとおりだと、それは私も理解してるんですけれど

も、要は、パブリケーション 103 については、I C R P のほうが直接ですね、中国語、韓国語、ロシア語という、日本の周囲にある国ですよ、に対して日本語を無償でですね、それぞれの各国語を無償でダウンロードできるようになっている。これは事故後の措置だと思うんですけども。ですので、もちろんアイソトープ協会のほうとの関係はあるんだと思うんですけども、非常に有益な情報だと思いますので、政府のほうとしてですね、今は分からないとおっしゃったので別に今すぐにご回答いただかなくてもいいんですけど、政府のほうで I C R P に対して無償でやっぱりダウンロードできるようにということを要請するべきじゃないかと思うんですが、ご検討いただいた上でその結論をご回答いただきたいと思います。それから、損害評価については、園田さんのほうでご理解いただいてないので説明したいんですけども、損害というものは、ここで言う損害というのは、致死癌の寄与確率とか、非致死癌の寄与確率とか重篤な遺伝性影響の寄与確率とか、害が発生した場合の寿命短縮年数とか、そういうものを予測してどのようなリスクがあるかということ計算するという、そういう意味での損害なんですね。この損害がどういう意味であるかということ周辺住民に、あるいは自治体等に十分に周知した上で、「じゃああなたのところはどのような防護を、このような防護を考えているんですけども、このような防護でいいと考えますか。」と、「あなた方それでいいんですか。」ということで、ステークホルダーが参加して、防護について決めるということ、そういう意味での損害なんです。先程説明されたのは、その賠償に関する話だと思うんですが、そうじゃなくて、防護策、例えば 20mSv って決める時に、それでいいのかどうかということを検討する上でのリスクマネジメントとしてそれは I C R P が 103 の中で言っているわけですね。膨大な量をとってそれを説明しているんです。なので、そういう意味での損害評価を行っているんですかと、そういう意味です。それを行ってないとしたら、「I C R P の勧告にしたがって何 mSv でいいと思いました。」と言っても、他方でそれをやっていないじゃ、全くダブルスタンダードなことになると思うんですけどね。その点についても、たぶん今はすぐは分からないと思うので、ちょっとご回答いただきたいと思います。後で結構ですので。よろしくお願いします。以上です。

A：（園田政務官）はい、わかりました。すみません、ちょっと私も見て読んで理解をしておりますでしたので、失礼をいたしました。ちょっと確認をさせていただきますと存じます。ありがとうございます。

○フリー 木野

Q：すみません。フリーの木野ですけれども。まず、保安院の森山さんにちょっと。5、6号機の水を放水散布というお話で、一応その炉規則の告示限度を守るというお話だったのですが、福島第一に関して言えば、以前外に汚染水を出した、放出した時であるとかですね、流出した量を考えると、年間の上限度というのをとっくの昔に超えていると思うんですが、その辺の年間にこれだけ出しているという量との兼ね合いというのは、今後どういうふうに評価されるのでしょうか。もう一回出したものは関係なく、これからの分として評価されるのか、それから、これから出す分、5と6の分に関しては Bq の総量というのはどの程度と評価されているのでしょうか。それから、これは先日お願いしていたんですが、避難、今の損害評価とも関係あるんですが、避難区域の住民との過去の協議内容の回数であるとか、参加人数であるとか、そういった数字、それから状況というのは確認できたでしょうか。

それから文科省の伊藤さん、すみません、色々ご回答いただいてありがとうございます。ただですね、先ほどお話をいただいたモニタリング計画の中には、事業者というのは含まれていないと思うのですが、今回周辺地域に関して東京電力が特に海域に関してはそうなんです、東京電力が一時的にやるというのが、これはどういう経緯でそういった状況になっているのでしょうか。

それから園田政務官に。先ほど色々現状モニタリングをやっているのを今後生かしていくというお話がありましたが、これは今後というのはいつからのことなんでしょうか。そのスケジュール感というのはあるのでしょうか。現状、既にモニタリング調整会議等というのを2ヶ月以上前からやってると言っても月に1度しかやってないと思うんですが、そういったモニタリングの結果をどういうふうに生かしていくかというのは事故の当初の頃から問題になってきたことで、何故それがいまだにやられていないのかが非常に不思議なんです、その辺のことをご説明いただけますでしょうか。以上お願いいたします。

A：（保安院）保安院からでございますが、今回のケースは敷地外に放出するわけではなくて、あくまでも自然発火を防止するために所謂散水をするという中でこの浄化した水が使えないかどうかということでございますので、これは必ずしも基準があるわけではございませんけれども、告示濃度以下ということが当面考え方としては適切ではないかと思っております。それから外部への放出量については基本的には告示濃度というものがあるわけでございます、総量については従来であれば通常管理の中では1mSv、それから線量目標として50μSvということが従来の規制あるいは努力目標としてございま

して、基本的には毎年のもので管理しております。通常の管理としてでございますので、必ずしも事故時に放出されたものと同等に考えるものではないというふうに考えております。いずれにしましてもこの構内散水の件については、まだこれから東京電力の考え方をよく把握をして、その濃度等が核種ごとに適切に測られているかどうかと、それからどの程度の量であるのかということも踏まえて内容を見ていきたいと思っております。それから、避難区域の住民の方との協議内容は保安院のほうにご質問をいただいたという認識は、あそうですか、よろしいですか。では、保安院からは以上でございます。

Q：今の件でいいですか、先に。とりあえずはその散水だと思うんですが、先ほども質問があったと思うんですけど、それがどの程度外に出るかという把握等をこれからやらなければいけないと思うんですけども、そういった評価等というのをしていくのにどのぐらいの時間、スケジュールをお考えいられてるというようなことがあるんでしょうか。先ほど聞いた仮設タンクとそれからメガフロートの量なんですけれども、かなり状況がひっ迫してるようにも思えるのですが、それほど移動させるにしても何らかの汚染水の処理装置で処理するにしてもそれほど時間ないと思うんですけども、この辺のスケジュール感というのはどういうふうに考えてらっしゃいますでしょうか。これも保安院をお願いします。

A：（保安院）保安院としてまだ具体的なスケジュールを持っているわけではございません。いずれにしましても、放射線レベルが低い汚染水であってもそれは十分管理をしていく必要がありますので、そのために月ごとに2万トン程度の容量のタンクの設置を継続されていることと、これから炉の注水のほうも増やしながら裁量していくということでございまして、今の具体的な散水の計画がいつ頃かというのは、もう少し東京電力からもお聞きする必要がありますが、今まで伺っている範囲ではあまり多い量ではないように伺っております。必ずしも具体的なところはもう少し確認する必要がありますけれども、それほど多い量を、あくまでも自然発火を防止できる程度のものだというふうに、先ほどありました埃の巻き上げとかその程度のものだというふうに伺っております、あまり多い量ではないというふうに聞いております。もう少し内容はよく確認して参りたいと思います。

Q：わかりました。お願いします。

A：（文科省）文部科学省でございます。先ほど冒頭で宿題の説明をした時に、関係省庁のマニュアルと申しまししょうか、計画についてお話をしたんですが、事業者の話について実は抜けておりまして、たとえば防災基本計画においても関係省庁の役割と同時に、原子力事業者についても自らモニタリングを行うとか、自治体の緊急時モニタリングのために防災要員の派遣、指示の対応等必要な体制を整備するというような記述がございます。今回の事故に振り返ってみれば、事故直後から施設周辺、排出者としてののと言いまししょうか、事業者として事故の影響の範囲の広がり进行评估するために、発電所周辺の海域のモニタリングをずっと行ってきてございますし、また9月6日に文科省水産庁で定めました海域モニタリングの広域化においては、その議論の中において東京電力さんには発電所の前面海域あるいは沿岸海域を分担していたと、そして国あるいは文科省あるいは水産庁がより広域なエリアにおけるモニタリングを分担していくというような役割、整理をその段階でしたところでございます。

Q：ひとつ確認なんですけど、以前から東京電力が一時的に周辺を担当するというお話はお伺いしているのですけれども、一方でその透明性と考えた場合に今後の賠償にもこういったことは関係あると思うのですけれども、そういう部分を含めて事業者、その事故の当事者がモニタリングをするということに関しては、国のほうでは特に問題という認識はなかったということなんですか、そうすると。要するに事前から決められていたモニタリングの計画に沿っているという、そういう認識でよろしいでしょうか。

A：（文科省）モニタリングに関連する色んな計画について、それぞれの役割とかプロシージャについてはあらかじめ決まっているわけでございますけれども、具体的な測定の地域なり海域をどうするってことについてはあらかじめ決まっているわけではございません。ただ測定結果については同じ地点において2つの異なる機関がサンプリングするという、そういうチェックの仕方もございますけれども、今回沿岸とそれから離れたところの地点、それからそれを補間するような形でシミュレーションというような手法も用いて、またそれぞれの測定のデータについてはその都度公表し、また安全委員会のほうの評価を受けているところでございますので、そういうことで必ずしも国、事業者が行ったものと同じ地点について国がダブルチェックをしないと正確な信頼たるデータが得られないということにはならないと思います。

Q：そういう部分で結果的に半年間水産物の評価というのはまったくされてい

ないわけで、その沿岸区域において。既に半年間、先ほどのヨウ素の話でもありましたけれども、既にヨウ素の影響がわからなくなっている状況でこれから始めると言っても、透明性の確保という意味でもまったくデータとしてどの程度意味があるのかというのがわからないのですけれども、その辺はそれでも文科省としても問題はないということなんでしょうか。問題意識というのはその辺にはないのでしょうか。

A：（文科省）魚介類について 30 キロ圏内においてサンプリングがこれまで行われてきてないというのはご指摘のとおりでございますけれども、先日来の説明の繰り返しになるかもしれませんが、それ以外の区域における流通経路に乗るような魚の汚染状況については水産庁のほうで調査を継続してございますし、また 20 キロ 30 キロという海域についても水なり土壌のサンプリングは継続してきているわけでございますから、全体として考えて今回のその事故による海洋環境への汚染の広がりの評価とか、そういった点においてはどこまで行えば十分かというのはもちろんございますけれども、その時々々の緊急性ですとか、その時に利用可能なリソースというものも考えながらその時々々の判断をしてきたというふうに考えてございます。また、これがずっとこのままでいかどうかということについては、一定の時間が経った時に別の視点からそういった見直しが必要に応じて行われるものだというふうに考えてございます。

Q：わかりました。

A：（園田政務官）住民への説明の内容について、先般ご質問を支援チームにいただいたところでございまして、今支援チームでその内容について確認をするようにということで私からも要請はしておりますので、内容についてわかり次第お伝えをさせていただきたいと思っております。それからモニタリング調整会議の件でご質問をいただきました。モニタリング調整会議という形で大臣も含めて各担当の副大臣あるいは政務官も出席しての会議体はフルオープンで行わせていただくと、失礼議事録公表ですね、という形で行わせていただいていたということでございますけれども、それ以外のところでも実務的な調整というものは、その場で各担当が決めておりましたので、実務的な調整というものは各省間でも既に始まって日常的にやっていたというふうでございます。大きな方針等を更に何か変更であるとかあるいは決めるという時には、大臣も含めてそういった政務が入って公の場で行うという形にはしておりますけれども、日常的な色々なモニタリングの文科省がやって

いる、あるいは他の農林水産省がやっているといったところのモニタリングについては、逐一情報共有するようという形で、またそれを各政策の中に生かしていくというところは既に行わせていただいているというところでございます。それを今後除染であるとか、あるいは先ほどお答えを少し申し上げましたけれども、福島県でも独自でやっていただいておりますけれども、更にそういった健康の調査の中において活用していけるということであるならば、当然それも活用の視野に入ってくるというふうに考えているということ为先ほど申し上げたところでございます。したがって、何も会議が開かれてないからやってないのかということでは実はございませんので、その点だけ補足をさせていただきたいと思います。

Q：ごめんなさい、何も会議をしていないという意味ではなくて、現実を見るとモニタリングの結果自体が色々なことに反映されているとはとても思えないんですね。とりあえず今回の土壌マップもそうですけれども、先日のセシウムの航空機の線量も含めて、あれが出たからと言って何か避難区域がそれほど変わるかとかいうのはあまり見えないんですけれども、健康影響評価に反映させるとか。先ほど園田さんがこれから動いていくとおっしゃられていたので、ではそれが時期的にいつ頃なのかなと、ちょっとそれだけが気になったんですがお願いできますか。

A：（園田政務官）動いていくというか、必要であれば活用をしていただくようお願いをすると、お願いが来るというふうに考えておりますので、そういった面ではまず事実関係を詳細にきちっとモニタリングでこういう形でやらせていただきます。それから当然ながらそういった情報は、支援チームとも共有をさせていただいておりますので、当然区域の見直しの中においては、逐一私どもとしてもそれをウォッチさせていただきながら、そしてまたそれを各自治体に対してもそういった情報共有という形は協議の中ではさせていただいているところございまして、そういったモニタリングを通じて毎日毎日各自治体との話し合いの中においては用いられているということでございます。

Q：わかりました。

○NHK 廣川

Q：NHKの廣川です。東京電力にお聞きしたいと思います。格納容器のガス管理システムのことと、先ほどのメガフロートに溜まっている水を構内に撒

くっていうこの２点のことでお聞きしたいんですけれども、まず１点目が格納容器のガス管理システムについて、今日から作業が始まったと午前中の会見でお話があったと思うんですけれども、今日の作業がどうだったのか、どういう作業が今日行われたのかっていうことをまずお聞きしたいのと、次にメガフロートの構内に水を撒く件で、現在、放射性物質を含む塵の拡散を防ぐために飛散防止剤とかを撒いていると思うんですが、これだけでは不十分なのかってことと、通常の水を撒かないで低濃度の水を撒くことは、汚染水が増えるっていうのを防ぐという目的で低濃度の水を撒くのかってことと、あと先ほどもお話があったと思うんですけれども、水を撒くことのメリットをもう一度お話ししていただきたいのと、あと撒いた水は地下水になるというお話だったと思うんですけれども、これは海に流れ出る可能性はあるのかってことと、あと伐採した木は屋内で管理しているのか屋外で管理しているのか、以上の点についてお聞きしたいと思います。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、まず格納容器のガス管理システムは、作業を今回着手したわけではございませんで、まずロボットによりまず現場調査を開始したものでございます。本日から 25 日の 4 日間で 2 号機と 3 号機の原子炉建屋の 1 階の部分をロボットで目視点検することと、放射線量を測定するということを考えています。1 階のところに今回ガスを引き出すための配管の候補がございますので、そちらのところの状況をカメラで確認するのと、周辺の空間線量を測定するということになります。それからメガフロート並びに仮設タンクの水の散水でございますが、まず目的といたしましては、こちらは木材、伐採木等を今山積みしている状況でございますので、これの自然発火を防止するというので、こちら屋外に今山積みの状態で設置しております。それから前回クリコート剤と飛散防止剤を撒いておりますけれども、道路それからまだ撒き足りないというようなところに関しましては、こういった水を撒くことによりまして飛散防止が図られるのではないかというふうに考えております。それから、先ほど低濃度の汚染水というようなご発言がありましたけれども、こちらは元々由来は建屋の周辺に降った雨が地下水として 5、6 号機の建屋の中に入ってきたものでございまして、周辺の放射性物質を含んだ水ではございますけれども、いわゆる原子炉由来の汚染した 5、6 号機で汚染した水ではございません。こちらに関しましては水浴場並びに水中の濃度限度を下回るような水でございますので、いわゆる汚染水というものではなくて淡水と考えてよろしいかと思います。こちらの水に関しましては、撒くことによりまして一部は蒸発一部は地下水に潜り込むというような状況でございます。最終的にはご指摘のとおり地下

水に入りますと海のほうに流れ出るといふ形になろうかと思いますが、速度が非常に遅いことと、もうひとつは元々撒く水の放射性物質の濃度自身が濃度限度を下回るというふうなものでございますので、環境への影響はほとんどないというふうに判断いたしております。

Q：ひとつだけ、格納容器のガス管理システムで、ロボットの調査っていうのはいつ頃まで続くんですか。

A：（東電）本日から 25 日までの 4 日間で、2 号機と 3 号機の原子炉建屋 1 階の部分を調査いたします。あと、産経新聞さんの方のご質問で建屋の水位の最新値、まずお答えしておきますが、1 号機の原子炉建屋の地下 1 階は、午後 4 時、16 時現在 5,216mm で午前 7 時と比べますと、35mm の低下になっておりますので、廃棄物処理建屋を経由して抜け始めているというふうに判断いたしております。それから同じく 2 号機が 2,990mm、3 号機 3,147mm、4 号機 3,080mm というような状況になっております。16 時の値です。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。よろしくお願いします。高い技術や経験を持った作業員の方に限定しての質問なんですけど、こうした方々の被ばく線量限度について松本さんにお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。先ほども線量限度について質問があったと思うんですけども、現実問題としてですね、今後、冷温停止や燃料取り出しに向けて、特定の高い技術と経験が必要になってくる局面が多々来ると思います。例えば、高いスキルを持った仮に A さんが必要でも、被ばく線量限度の関係でもう作業出来ないという場面でどうされるのか、あるいは実際そういう事が既に起きているのか、そうならないように管理されているとは思いますが、予想以上に前段階の作業で被ばくしてしまうケースもあるわけで、この点はどう考えていらっしゃるのか教えてください。

A：（東電）まず、こちらに関しましては二つの方向からお答えさせていただきましても。1 点目はすでに今の時点で 100mSv を超えている、いわゆる高い専門技術者ですとか、後は現場をすごく良く知っている方々がいらっしゃいますけれども。こういった方々については、現在、緊急時の被ばく線量の 250mSv が通常時の被ばく線量の限度に切り替えられますと、管理区域で働けない状況になります。したがって、こちらの方々の、どういうふうに今後仕事をして行くか、あるいは能力の発揮の仕方があるのかについては考えたいというふうに思っておりますし、その辺の実状につきましては厚生労働

省さん、それから安全保安院さんの方には丁寧にご説明させていただければというふうに思っています。それからもう1点は、これから損傷燃料を取り出すまでの長い期間かかるわけですので、そういった業務に従事する方々で今後原子炉建屋の中と、ある程度の線量を浴びる可能性があるという方々については、こちらは少し計画的にですね、線量の管理をきちんとしていく必要があらうかというふうには思っております。当然、年間50mSv、5年間で100mSvというような線量限度等が当然将来には適用されると思いますので、そういった所には、こちらにもむしろ計画的に作業を割り振るですとか、そういったところをやっていきたいというふうに思っています。ただ今のところは、この両側につきましては今のところ、何か不具合と言いますか、支障になっているという事はございませんが、近い将来250mSvの見直しが行われた際に、少し問題化する可能性がありますので、今対応を検討している段階でございます。

Q：ありがとうございます。今おっしゃった高いスキルを持った方というのは、実際はリストアップされていると思うんですけども、実際今後の作業に欠かせない方というのはだいたい何人くらいいらっしゃるのかという点と、あと以前もお伺いしましたがけれども、吉田所長は線量限度につきましては、今現在どういった状態なのか。例えば最悪ですね、吉田所長が線量限度オーバーになった場合、所長交代するという事になるのか、この点につきまして教えてください。

A：（東電）ちょっと今のところ、高い専門技術者が何人くらいいるのかについては、今各社問い合わせと言いますか、将来を見越して何人くらいいる、あるいは可能性があるのかというようなところも含めて、調べている段階でございますので、実数についてはまだきちんとした把握は出来ておりません。それから、所長の吉田でございますけれども、具体的にはまだ100ミリを超えているわけではございませんので、そういう意味では対応可能でございますが。当然、吉田につきましても線量管理をきちんとしてですね、いわゆる業務の支障が生じないように管理していきたいというふうに思っています。

Q：最後にすみません。例えば、事故調査検証委員会とかいろんな場でですね、吉田所長だけ名前はやはり責任者という事も、本人のご意思もあると思いますけれども、公表されていると思うんですけども。その吉田所長の線量限度につきまして、これ実態をですね、皆さんにわかっていただく上でも、あえて公表するというお考えはないですか。

A：（東電）これまでも 250mSv を超えた方々については、名前を伏せた形で線量の公表をさせていただいておりますので、ちょっと吉田に関しましては、個別の線量を公表できるかどうかについて、ちょっと検討させて下さい。

Q：はい。ありがとうございます。それと園田さんにすみません。今との関連でお願いしたいんですけども。今こういった現実の問題としてですね、奇麗事とかそういう事ではなくて、ヒューマンな問題と、まあ生命の問題ですね、それから収束に向けた作業との現実のですね、板ばさみになりうるこうした被ばく線量限度の問題につきまして、これは私は高いスキルを持った方に限定して申し上げておるんですけども、単純に 250 とか 100 とかの問題で解決出来るのか。これに対するご見解をお願いします。

A：（園田政務官）ご指摘のとおりですね、私個人的にも当然ながら、お1人お1人の作業員の方、高い技術を持つ方、あるいはそうでない方も含めてですね、作業員の1人1人の皆さん方の被ばく線量というものに対しては、大変大きな関心を持っていつも東京電力との会合には臨ませていただいております。これは大臣からも言明を受けているところでございますので、そういった点ではどういった方であれ、私どもとしてはですね、本当に被ばくを最小限度にして行くというところで、これは繰り返しになりますけれども、何度も東京電力にはその事を安全性と、それから日々の労働環境、ここに対してのチェックをするようにというかたちで、いつも言わせていただいているところでございます。したがっておっしゃるように、100 だとか 250 だとかそういった事よりも、それはそれで炉規制法の中で考えていかなくてはいけない話でありますけれども、それ以上にですね、1人1人の線量被ばくというものは現に低くしていくというところに、これからも努めていく必要があるというふうに思っております。

Q：それはよくわかるんですけども、ただこの問題というのは冷温停止も前倒しという発言もありましたしですね。実際の作業現場というのは、私は行ってないから想像するしかないんですけど、相当過酷な状況でですね、ともすれば 150 とか 250 っていう二元論的なその議論になりがちなんですけども、それ以外にですね、東京電力だけに任せるのではなくて、政府としてもこの辺りの健康管理も含めたですね、収束に向けた点も含めた上で、さらに管理という意味で、検討していくお考えはないのでしょうか。

A：（園田政務官）それにつきましては、具体的に指示したのが、8月の段階で、

細かい指示はそれ以前から出ていたと思いますけども、より保安院がこの線量被ばくに関しての管理を強めるようにという指示が、大臣から8月の段階で追加で出ております。そういった意味では、これからもそのことに対しては、きちっと、東電任せということではなく、私どももそういった形でチェックさせていただいているということでございます。

○ N P J 日隅

Q：先ほど聞き漏らしたことがありますて、会見の参加条件の件なんですけども、先ほど、署名記事と統一しているとおっしゃったんですが、私が確認してほしいのは、今現在の統一見解ということではなくて、当時、細野さんがなんていう説明をされたかということなんです。細野さんは当時ジャーナリストとしての実績とおっしゃられたはずなんです。それでたぶんそれ以上、疑問がでなかったのだと思うんです。署名記事ということであれば、なぜ署名記事に限定するのかっていう話になっていたと思うのですが、そうじゃなかったの、収束したように思っていますので、その確認をして欲しいんです。それはインターネット上でも確認できると思うので、細野さんがなんておっしゃったかももう一度確認して頂きたいと思うのです。

それから、魚については、細野さんが30キロ圏内についても調査すると言われた時期と、それから水産庁がこういう方法でサンプリングしますよといていた時期がほぼ重なっていて、そういう30キロ圏内で調査をすると前提になったサンプリング数、割合のような気がするのですが、未だに30キロ圏内調査されてないとなるならば、サンプリング数をあげるとか、そういうことが必要になってくるのではないかと。たとえば牛肉であれば、狂牛病の場合、全量検査が義務付けられてて、アメリカは、全量検査やってないから、日本は輸入してないわけですよ。そういうことと比較しても、少し軽視しているように思えるんですけども、その2点についてお願いします。

A：（園田政務官）会見の件でございますが、私の手元に当時の議事録が手に入っておりまして、それで申し上げますと、当時の補佐官のあいさつとして、基準については、この一年間で二件以上の実績のある方、実績とこの時に申し上げております。そしてその実績に関して、色々と議論がその過程の中でありまして、最終的には、最低限基準を設けないと無期限になってしまうと、物理的にも難しくなると、したがって半年に二件は難しいということなので、最終的に一年間に二件以上の実績を認めていただきたいと申し上げております。この実績ということの解釈については、当時から大臣室にも確認させていただきましたが、みなさん方にお示しさせて頂いているように、記事

等とされており、署名入りの記事等とさせていただいております。これは経緯をもう少し申し上げると、政府内のクレジットがつくということで、政府としての基準をしっかりと当てはめていかないといけないという議論になった、その時に政府としての基準を調べて、当時一番厳しいのが、官房長官の記者会見、それではあまりにも厳しすぎると、それで他の省庁を調べていったところで、外務省の基準、当時、岡田外務大臣と当時の枝野行政担当大臣が、やはりフリーランスの方々も含めて、もっとオープンにするべきだというような話し合いが色々と行われていて、それで外務省の基準がああいう形で一番緩やかな形で、それでも最低限の基準は満たしていただかなければならないという形で一定の線が引かれたというふうに聞いております。それを参考にさせていただいて、当時の細野補佐官がこの基準を当てはめさせて、この統合会見、政府という形でつくならば、当てはめさせていただくという形で皆さん方をお願いをさせていただいたということでございます。その時には、外務省の場合は半年で2件以上の署名入りの記事等というふうになっていたわけでございますけれども、それを言わば皆さんから色々ご意見もあったというふうに聞いておったところでございまして、それを総理補佐官の判断で半年から1年という形で緩和をさせていただいたというところが経緯でございました。

ごめんなさい。それから、失礼しました。魚の件でございました。失礼しました。これに関してはおっしゃるように、30 キロ圏内、失礼、その発表と言いますか、考え方を示したのと同時に、水産庁が増やしているということで、タイミング的に当たっているではないかというような話なんです、水産庁は決してそれをタイミングに合わせたということではございませんで、少なくとも食される魚のサンプリング、モニタリングというものは大変必要であるという認識であったわけでございますけれども、なかなか検出する機械が間に合っていないというところもありましたので、それを都道府県であるとか、あるいはさまざまなところの機関に対しても要請をさせていただきながら、なんとかサンプル数を増やしていこうではないかというところでも取り組ませていただいて、今は毎日更新をされて、毎日それを公表されているのは皆さん方もご案内、ご承知のとおりだというふうに思っておりますけれども、今では大変多くのサンプリングをモニタリングという形できちっとやっていただいているというふうに思っております。したがって、今後も水産庁には、先ほど申し上げたように、区域の見直しがかかればそれに基づいて更にサンプリングの場所の拡大というものは、行われていく見通しになってきたということでございます。

Q：会見のほうですけれども、これは寺澤さんが質問された時に、いわゆる単行本とかそういうのを書いているジャーナリストもいるんですよという話をされて、そういう人の場合は、１年間に１作ということ、２作ですか。というのは必ずしも難しいので、そういう人の場合は個別にまた別途検討いただけるんですかね、みたいな話をされた時に、それは特に否定されなかったの、聞いてた我々は署名記事というより何か実績ということで理解をちょっとしたものですから、もし話し合いの機会があるんでしたら、そこでもう一回ちょっとそこでお話をじゃあしてみたいと思います。それから、魚のことについては、30 キロ圏内をとってれば 30 キロ圏内において、どういう魚の種類においてどういう被ばくをしているかということが分かるから、そうすると他の地域においてもそれと同様の種類を一応サンプリングする必要があるかなっていうことの、参考になると思うんですね。で、30 キロ圏内でそういうことをやってないとすると、代表的な魚種においてサンプリングだけしてるとすると、危険な魚種について見逃してしまう。最初からサンプリングの対象になってないということになるんじゃないかなと思うので、やっぱり 30 キロ圏内において、濃度が高いものがあるんだとすれば、それはやっぱり調査した上で、周辺あるいは他の地域におけるサンプリングの参考にしなければ、やはり安心を与えることにはならないんじゃないかなというふうに思うんです。なので、そこら辺の魚種の決定をしたのが、ちょうどその細野さんの発言と同じなので、そこら辺について十分な検討がされてないんじゃないかなと思ったので聞いてるんですけれども。今の疑問に対してはどのように園田さんはお考えなんでしょうか。

A：（園田政務官）恐らく大臣の発言は、この 30 キロ圏内の、言わば放射性物質の放出というところの観点で、事故収束の観点で申し上げていたんだろうというふうに思っています。それから水産庁が行っているモニタリングはですね、まさしく食の安全という観点で、食される部分の中でどれだけの汚染があるか、汚染度合いがあるかという様な形で、それぞれの漁港も含めてですね、ご協力をいただいて、そしてそれを増やしていったと。したがって食される前にきちっと食い止めると。サンプリングをして食い止めるという形で、水産庁が取り組んでいただいている訳でございます。したがって、ちょっと大臣のこの考え方とですね、発言での事と、それから水産庁が行っている事と言うのは、少し意味合いが違ってくるんだろうというふうには思っております。今、30 キロ圏内で今やっただいただいているのは、その汚染がどれだけ放出がされているだろうかという様な形を見るという事でその海水のサンプリングであるとか、あるいは土壌のサンプリングであるとか、そうい

った所を行わせていただいているという所でございます。

Q：それは解るんですけども。私が今聞いたのは、30 キロ圏内においてどういう影響が魚に出てるか。つまり、魚は30 キロ圏内にとどまらなくて、他のところにも泳いで行く訳ですから。そうすると、30 キロ圏内で危険な魚が他の所に泳いで行っているとするならば、その特定の魚種について周辺地域においてもサンプリング調査をする必要があると思うんですよ。そういう物ものが特定の魚種がいるかどうかのチェックさえしないとするならば、そういう魚種がサンプリングの対象に今現在になってない可能性が高い訳ですよ。結局サンプリングしている魚種ってのは少ない訳ですから。それぞれの地域において数種類しかやってない訳ですから。そうすると危険な物が網から逃れている可能性があるんじゃないんですかと。なので、一応30 キロ圏内において、どういう魚において危険があるのかという事をチェックした上で、周辺のサンプリングに活かすべきではないかと。そういう事については、どうお考えですかという質問です。

A：（園田政務官）はい、すいません。その点は水産庁にちょっと私も確認はしておきたいと思えますけれども、今、しかしながらですね、食用に上がる所においては漁協さんとも相談をさせていただきながら、そしてまたご協力をいただきながら、モニタリングをやらせていただいておりますので。少なくともそういった食の安全という面では、今市場に出回っている物は安全・安心だという事が言えるのではないかというふうに思います。今度、その汚染度合いの広がり、拡散という点で行けばですね。正しく先ほど、お答えをさせて頂きましたけれども、これからその区域の見直しが行われればですね。海上保安庁の方でも、その入港制限というか、禁止区域というものが、少しずつ緩和されるというふうになってきますので。そうなれば、水産庁も中に入る事ができるという形になってくると思います。したがって、その段階の中で水産庁がそのモニタリングの魚種といいますか、その30 キロ圏内においても、それを少し拡大をさせる事ができるんじゃないかというふうに、私も期待はしているところでございます。

Q：何種類ぐらいの魚種を、チェックしているかっていうのはご存知ですか。

A：（園田政務官）今ちょっと手元にはございませんけれども、ざっとホームページから打ち出したものは、拝見をさせていただいてます。

Q：そのさっき言った様な意味での網から漏れる可能性が高いと思うんですね。もし本当に切れ目が合ったとするなら。そりゃあるかどうかは私解らないので、解りませんけども。だから一応そういうチェックする必要があるかどうかという事について、やっぱちょっと次回までにご検討いただいて、これこれこういう理由で大丈夫だという事を、大丈夫だとお考えであれば言っていたきたいんです。確認をした上です。確認しないでこうだろうというふうに仰られても、ちょっと私としては納得がいかないの。次回までにちょっと確認をしていただければと思います。お願いします。

A：（園田政務官）はい。かしこまりました。確認をしてまいります。次回になるかどうかは、ちょっと。次回は月曜日ですので、ちょっとひよっとしたら次々回になってしまうかも知れませんが、その点は、しっかりと確認をさせていただきます。ありがとうございます。

○フリー 寺澤

Q：すいません、松本さん。最初に聞いたやつですけど、回答もう用意されてるんですか。

A：（東電）いえ、まだでございます。

Q：次回以降ってことになりますか。

A：（東電）そうですね。今のところはまだ、こういったお答えができるかについては、まだ確認できてはおりません。

Q：それでしたら、先に一点。それは資料なくても答えられる事で聞きますけど。昨日、東京電力の方でリストラ策を、大幅なリストラ策というか、人員削減発表されてましたですね。これはこのグループ会社の方にも、やはりリストラっていう事を要請するんでしょうか。それとあと、その同じ事です。園田さんの方にも、これ政府の第三委員会の方で、これ東京電力に一層のリストラをというふうに迫っていて、こういったリストラ策発表されたかと思うんですが、このグループ会社の方にも、やっぱりリストラ策をちゃんとやらせないと、これだけ何か色々何やってんのかよく解んない会社が、グループ会社並んでですね、こっち放置してたら、全然リストラにもならないと思うんですけど。その点について、ご見解をお聞かせ下さい。

A：（東電）はい。まず東京電力からお答えさせていただきますけれども、私共と致しましては当面の事業運営、合理化方針でお示しさせていただいたとおり、組織ですとか、グループの体制、人員のスリム化に取り組んで参りたいと、いう事にしておりますけれども、現時点で、社員の総数をどうするかですとか希望退職の実施をするかといった所に関しまして、まだ決定した事実はございません。既存業務の人員削減、スリム化を精力的に進めまして、現在では原子力事故の収束ですとか、被害にあわれた方の賠償の手続きの事務等への、人員の方へ向かうという様な事で、今対応をしている所でございます。

A：（園田政務官）どこのちょっと機関かは、私もすいません。存じあげておりませんけれども、いろんな意味で、今回損害賠償機構もこれから立ち上がって行く訳でございます。そうしていくうちにですね、当然ながらやはり損害賠償という形を東電も含めてですね、行われる訳でございます。そうしていくうちに、やはり組織としての合理化という事であるならば、先ほど、東電からお話がありました様に、当然ながらグループ企業というか、組織としてきちとその損害賠償に答えていくという責務は、私は生じるものであるというふうに思っておりますので。そこに、東電としても答えてもらいたいというふうには思います。

Q：すいません。さっきの日隅さんの所で、園田さんに聞きますけど。園田さんご自身さっき、議事録の概要って読んでましたよね。それ私の方でも全部録音してますから、細かいテープ起こし必要であれば出しますけれども。そのやり取りって私と細野さんの間でやってる事なんですよ。私も後で疑義が生じないようにかなり詰めましたから、2日に渡って。最初署名記事というふうに役人の方でしていたのを、昨日も言いましたけれども、例えば、ビデオジャーナリストって人はどうすんのかとか。週刊誌でもですね、新聞社だってそうだけど、データマンって人がこういう所に実際取材に来て、実際記事を書く人はアンカーって人がいて書くことが多いんですから。実際に取材してる人を実績と言わないという事だとか。あるいはルポライターだとか、ノン・フィクション作家って人は一年に一冊ぐらい厚い本を出すって人もいる訳で。あるいはドキュメンタリー映画を作る人って、これも一年に2つってのは難しいんじゃないですか、ってな話をして、結局最終的には、だから署名記事とはしないで実績としないとダメですという事になったんですよ。まず一点が、物理的に署名記事を出せない人がいるから実績があっても。そ

れとあと、もう一つそのところですね、その上で聞くんですが、さっき外務省の基準を出されてたんですが、これもほんと役人がいい加減な説明していると思いますけれども、当初外務省の基準決まったのがそちらの共同会見の出席基準として出しているペーパーと酷似しているんですけど、これはさっきから言っているように実績フリーランスあるいはフリーランスに関するところですね、基準が実態にあってないんじゃないかという話になって、その後どんどん緩和されているんですよ。私も消費者庁とか総務省とか、その他、出てますけど、実際に名前と住所とプロフィールしか出してないんですよ。実績とかそんな話にはなってないんですよ。この会見だってそうですよ、昨日も言いましたけど名前と住所とめんどくさいからプロフィールはホームページを参照にしているんですから。だからどんどん運用面で緩和されているにも関わらず、今途中で戻って厳格に外務省が当初決めたのでやり直すって言い始めているからおかしなことになっちゃってるわけですよ。だから言ったように再審査すれば今入っている人だって入れない人が沢山出てきちゃうわけで、それはおかしいですよって話をしているんです。そこをちゃんともう一回役人と詰めてやってください。そうじゃないと本当もう一回1から細野さんとやったように詰めますから、園田さんと。でもそれ不毛だから。

A：（園田政務官）はい。ありがとうございます。そういう意味では、先程申し上げたように10月の中旬にちょっとなってしまいますけれども、その場で色々詰めてさせていただきたいと思いますので、意見交換よろしく願います。

Q：わかりました。そして他に別の点からお伺いするんですけどね、昨日も言ったことかと思うんですが、フリーランスのほうに実績二つということを課してるんですが、例えば私今年ある民事裁判で一緒になった時に、まあもう名前言ってもいいと思いますけれども、朝日新聞の若い記者と一緒になったんですよ。で、準備書面でなんですかって聞かれたんですね。準備書面の中身がわからないんだと思って、なんかこんな内容みたいですよって言ったら、いや、準備書面の意味が分からないって言われたんですね。で、え、準備書面の意味がわからないのに新聞記者なのかと思ったけれども、親切に教えてくださいが、だから新聞記者だからって実績があるというわけではないのに、何で新聞記者あるいは民法連加盟記者には実績の提出を求めないのかと。フリーランスにだけ求めるのか。それは明らかに差別だと思うんですよ。差別でも合理的な差別だったらいいという話もあるらしいから、じゃあどこに合

理性があるのかということを聞きたいんですけど。

A：（園田政務官）大変恐縮なんですけれども、新聞社として申し込んでいただいておりますので、そういう面ではその新聞社が責任を持ってさまざまな形で報道をしていただいているというふうに私は理解をしております。したがってそれとその個人という形で一緒にするのは適切ではないというふうに思います。

Q：じゃあ確認しますと、新聞社の場合はここに来ている記者は、全然何の実績もなくってどんな人でもいいということですか。

A：（園田政務官）あの、ちょっと言葉には気をつけられたほうがよろしいかなというふうに思いますけれども、新聞社は社でその社の責任においてこの場で記者の方々も取材をされていらっしゃるということでございます。したがってその社において最終的に出てくるものが成果物として国民の皆さん方に報道されているものだというふうに思いますので、その点では私は一向に遜色のないものだというふうに考えております。

Q：わかりました。昨日の宿題が一つ抜けていると思うんですけども。監視カメラ、記者会見場についている監視カメラが沢山ありますよね。これが運用状況ってどうなっているんですか。これを出していただくということを強く言ったかと思うんですが、昨日。

A：（園田政務官）ええと、運用というのは私ちょっと申し上げておりませんが、その点については東電のほうに問い合わせをしていただければと思いますが、当然ながら、私も一昨日申し上げましたけれども、これは施設管理権は株式会社東京電力にあります。その上でそこがどのような形で運用しようが東京電力の責任において行われるものだというふうに私は理解をしております。たとえ同時にそれが、東京電力がこの施設の中においてどういう形の防護をなされるかというのは私どもが申し上げることではないかというふうに思います。

Q：すいません、今日東京電力に聞きますけれども、どうなっているんですか。

A：（東電）はい、こちらに関しましては施設のセキュリティを確保するためにこの大会議室のほか、玄関等には監視カメラがございます。監視カメラがご

ざいますけれども、こちらは施設のセキュリティ面で設置しているものでございまして、皆さまの様子を監視する用のものではございません。また、セキュリティの面がございますので、どういう角度で撮られているかですとか、あるいは録画機能があるかというようなご質問がありましたけれども、そういった面についてはお答えできません。

Q：すいません、園田さんにお伺いしますけど、何年か前まで警視庁の情報公開の窓口で監視カメラがついていたんですよ。ですけれども、もちろん防犯上とか施設管理権等、園田さんがおっしゃった理由でついてました。ですけれども、情報公開をするのにあたって、いちいち誰が情報公開に来たかとかっていうふうに撮影されるというのは、情報公開を求める権利をやはり侵害するのではないかと、委縮効果を与えて情報公開請求するのを委縮して来ない人が出ちゃうんじゃないかということで、あの警視庁ですら撤去したんですよ。だから世の中にはこの場所に監視カメラ、防犯カメラでもそちらの名目はそうかもしれないけれども、付けちゃいけないというのはあるんじゃないですか。だってここ後ろのほうまで監視カメラがついてるんだから、例えば一番前だけだったらここに誰かがいて園田さんに直接危害を加えるかもしれないってことがあるかもしれないけど、あんな後ろのほうにあるってのは、後ろのほうに座ってる人を監視してる以外ないじゃないですか、だって。だから記者を監視してないってというのはあまりにも嘘だから言っているんですよ。

A：（園田政務官）いやあの、それは私に仰られても。それは東京電力が防犯上のセキュリティの問題でこの施設の管理権を持っている以上、そこで行われるのが私は当然だというふうに思います。

Q：わかりました。まあ全く納得できませんけど。

○司会

質疑の途中ですが、只今、イノベーション特別委員会への資料が届きましたので、これから配布をいたします。

A：（文科省）その間、先程の携帯電話云々のところだけ。ちょっと事実関係のご報告させていただければと思いますが。文科省のほうでお配りしております資料のページで申し上げますと、36 ページになりますが、資料の件名は福

島県内の全ての学校等における簡易型積算線量におけるモニタリング実施結果、その3というものでございますが、その1番下の注ですね、8月1日から31日までの調査結果で、最高値の $0.7\mu\text{Sv/h}$ が計測された二つの幼稚園で、携帯電話受発信を行ったこと等により他の抵抗が異なる高い値が測定された。モニタリング監視の説明においては携帯電話等を線量計に近づけないように説明していたから、改めて指導を行ったというのがあります。携帯電話から放射線が出たというのが嘘らしいので、線量計のほうの電子回路にそういうようなノイズが入ってしまったからというふうに思っております。

＜科学技術・イノベーション推進特別委員会提出資料について＞

○司会

イノベーション特別委員会への書類におきまして、保安院からご説明をお願いいたします。

○保安院

大変遅くなって申し訳ありませんでした。保安院から簡単に今の状況についてお話し申し上げます。本日、衆議院の科学技術・イノベーション推進特別委員会に提出させていただいたものでございます。但し委員会のほうから当初ご要請があったものについて、まだ全て提出に至っておりません。そのあたりのところをご紹介します。9月12日にこういった種類の提出要求があったかについて、別添1というものがございまして、表紙を1枚開いていただきまして川内委員長からのペーパーございますけども、その次のページ下に1と書いてございますが、七項目の要請がございました。1番がまさに事故時運転の手順書、シビアアクシデント発生時における手順書。2がGE社の性能計算書と操作マニュアル。それから3がこの手順書を改定した2010年1月16日及び同年7月7日に事故機で行われた作業内容。その次のページに4が過去40年間におけます、この手順書の改定日と改定内容の履歴。それから5が訓練ですね。シビアアクシデント発生にそなえた訓練の実施日と実施内容。それから6番が事故に関して、記載している対処方法と実際の操作内容を時系列に。ヒアリングした場合であればその発言録。7番が非常用復水器が圧力調整装置であることを証明するもの。こういった要請がございました。

その次のページに別添2ということで、本日経済産業省から提出しました内容がございまして、実はまだ報告徴収に至っていない状況でございます。最初の頭紙にございますが、報告徴収を提出するようという要請でございますけれども、法律に基づく報告徴収を行う場合には、法律の執行に必要な限度において実施することといたしておりますので、その必要性を見極める必要があると

いう事で、今後、事故調査を進めるにあたっては、事故時の運転操作の妥当性等についても、評価分析をする必要があると考えており、今後早急に調査を進める予定である。この中で提出要請のあった事項も含めた必要なものについて、報告徴収等により東京電力から情報を収集する予定であって、情報を得られ次第、速やかに回答をするという事を申し上げた上で、本日は、いわゆる手順書に関するもの以外のところで回答可能なものについて、とりあえず本日は、ご提出をしたということでございます。

次のページ別添2の別紙と書いた所がございしますが、最初の2についてということですが、これはGE社のものでございしますが、これは東京電力から、まだ事務本館が破損していて、そのアクセスが出来ないとなっていた事を聞いておりまして、引き続き資料の提出を要請して参りますということで、2については、まだ入手をしてないという状況でございます。それから3でございしますが、改定した2010年1月16日と同年7月7日の作業という事ですが、当日の作業、どのような作業が行われていたのかと。これは日付というのはこの手順書が改定された日付であるということでございしますが、平成22年度1月16日と平成22年の4月7日の作業内容を実際どういった作業、工事等が行われていたかという事を書かせて頂いております。それから5番目が訓練の実施の実績という事で、至近3年という事で書かせていただいております。

その次のページに平成20年度から22年度までの内容が書いてありますけれども、平成20年度は国の原子力総合防災訓練の実施を福島第一で行ったということでございます。それから2番目は、平成21年度は東京電力が実施をされた訓練の概要でございします。それから3番目は県が主催された平成22年度は福島県が主催されました防災訓練の概要を書かせて頂いております。最後の7番ということで、これは非常用復水器が圧力調整装置である事を証明する物ということでございしますが、保安規定と設置許可申請書の部分を抜粋して、後ろにも添付もしておりますけれども、保安規定におきましてはスクラムした場合の操作手順として、主蒸気隔離弁が閉の場合、主蒸気逃し安全弁を開又は非常用復水器を起動して、原子炉圧力を調整するという記述がございします。また設置許可申請書の中にも、非常用復水器が原子炉の圧力が高くなると自動的に作動し、これにより原子炉が冷却、減圧するとの記述がございします。

本日はこのような範囲でとりあえずご回答をしておりますが、これまで何度かご質問頂いております手順書につきましては、今後事故調査との関係をよく精査をして出来るだけ速く報告徴収、必要な物については報告徴収等によって東京電力から情報収集を行う事としております。その段階でまた回答をした段階でお知らせをしたいと思います。もしご質問があれば本日担当者も来ておりますのでよろしくお願い致します。以上でございします。

○読売新聞 三井

Q：読売新聞の三井といいます、今の件で教えていただきたいのですが。今回の回答の中で今まで出てなかった事で新たに付け加わった回答があるのかどうかという事と、この一番最後の7で別紙に出てます二つの資料がありますが、これは普段公になっている資料なのかどうかという事を教えてください。それと手順書の方が、今回報告徴収が掛からなかったという事ですけれど、その理由を改めて伺いたいのと今後の見通しを伺えますでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますけれども、私から手順書の件でございますけれども、それを説明した上で、後で残りの分については、また担当の方からご説明申し上げますが、まだどの範囲を事故の原因分析、原因調査に必要なのかという精査をしているという段階でございます、必要なものを確定した上で報告徴収等により提出を求めていくという事になりますので、まだ本日現時点ではそこまで至らなかったという事でございます。残りの件は担当の方からご説明申し上げます。

（保安院）今回の資料の中で初めて出てきたものということにつきましては、この提出した別紙という所にあります、2についてGE社の手順書の関係。それから3についてという事で、この手順書の改定日に何をしていたかというところは今回新たに出てきたものでございます。それ以外のものについてはこれまで大概出ているものを纏めたものでございます。それから7についての保安規定、それから設置許可につきましては公開されております。

Q：先ほどの始めて出てきたのがGEの手順書というのはどれに当たるんでしょうか。

A：（保安院）初めからの6枚目にですね、右上に括弧で別紙と書いてあるページがございますけれども。

Q：括弧2についてって書き始めの。

A：（保安院）こちらでございます。この括弧2が何かと言いますと、頭から3枚目にございます、委員会から要請があった紙でございますけれども、こちらの方の発電所1号機についてのGE社の非常用復水器の設計時における性能計算書及び操作マニュアルというのがございまして、これにつきましては先ほど6枚目にありましたような状態であるという所は、今回新たに出

てきたものでございます。

Q：現在、探していますと言う状況の説明が今回新たに出てきた事ということですか。

A：（保安院）そうでございます。

Q：それとすいません、その先ほどの改定日に何をやっていたのかっていうのは改定日と訓練をした日が同じ日だということなんですか。手順書の改定と作業内容と区別がよくわからなかったんですけど。

A：（保安院）括弧3につきましては、これは訓練とは関係無く、この両日に何をやっていたかと、発電所で何をやっていたかという質問でございます。それから括弧5の方が、シビアアクシデントに関する訓練についての質問ということでございます。

Q：3は手順書の改定とは関係無いんですか。

A：（保安院）これは例の黒塗りの手順書がございましたけれども、あちらの資料の各ページに、この日付が書いてありまして、それがこの22年の1月16日と7月7日でございました。その委員会の方からは、この手順書にある日に何をやっていたのかということで質問を受けてございます。

Q：手順書にある日ということが1月16日と7月7日で、手順書を改定した日ではないんですか。

A：（保安院）それで委員会からの質問の意図はわかりませんけれども、確認したところ、これは改定日を書いているものでございまして、この日に何をやっていたかと、どういう意図で質問されたかはわかりませんけれども、質問がございましたので確認して、ここに記しているものでございます。

Q：わかりました。すみません、森山さんの方の質問にちょっと戻るんですけど、どの範囲を事故の分析調査に必要なのかというのを見極めているのか、それは法的に今回の事故に絡んで、こういったことを徴収できるのかっていう範囲を見極めているということよろしいんですか。

A：（保安院）事故調査に、どの範囲が必要かということは、あくまでも法律に基づいて報告を求めるようになりますので、事故調査に必要な範囲ということを経査すると、そういうことでございます。

Q：わかりました。松本さんにお伺いしたいんですけど、先日も東電としての姿勢をお話しされていましたが、改めて伺いますけど、この手順書については、安全確保の面や知的財産の面から公開が難しいという姿勢は、現在も変わらないという理解でよろしいのでしょうか。

A：（東電）はい、先日ご説明させていただいたとおり、手順書の考え方については、原子炉の安全の確保のために必要だということと、私どもの知的財産という2点の面から公開はしないということで考えておりますが、まだ原子力安全・保安院さんの方から具体的な報告徴収の中身がきておりませんので、具体的な対応はその報告徴収がきてから検討させていただければと思っております。

Q：わかりました。それとすいません、ちょっと長くなって恐縮なんですけれども、5、6号機の件で教えていただけたらと思うんですけど。6月に2Fの方で同じように低濃度の汚染水を浄化して濃度限界未満まで下げたうえで海に放出しようという計画が、一時表面化しましたが、自治体や水産庁の難色を示したことでちょっと実現していないんじゃないかと思うんですけど、今回は、敷地内ということですから同様に、環境に出すということで、そういった面で、今後、自治体や最終的には海に行くということですけど、漁協等への理解を得る必要があると考えているのかどうかということと、6号機のタービン建屋の水は今も仮設タンクに移送中なんですけれども、この仮設タンクの容量がどのくらい今、残っているのかということ、かなり切迫してる状況なのかどうかという点を教えてください。

A：（東電）関係諸機関に関しましては、国、それから地元の自治体の皆さま、漁協関係を含めて、きちんとご説明させていただきたいというふうに思っております。したがって、こういった方々へご説明が終わった後、具体的な計画の実行というような形になろうかと思っております。それから2番目のご質問でありますが、仮設タンクの方は大体、今85%程度が埋まっているという状況でございまして、メガフロートの方は約70%強というようにところにございますので、そういう意味では、比較的水は多く溜まっているという状況になります。

Q：最初の方ですけども、6月の時の海への放出が理解が得られなかったという状況を踏まえて、今回は理解が得られるという見通しを持ってらっしゃるのでしょうか。

A：（東電）今回ももちろん水中の濃度限度、それから水浴場の濃度限度以下にすることはもちろんでございますけれども、海洋への放出ではなくて構内への散水、しかも伐採木の発火防止ですとかホコリ、チリ等の飛散防止という観点でございますので、こちらに関しましては十分ご説明させていただければというふうに思っております。

○朝日新聞 杉本

Q：朝日新聞の杉本と申します。先ほどの6号機で関連にもう一点確認させてください。火災があったということを、先ほどおっしゃったかと思うんですけれども、集積した伐採した木材のところで。その具体的なところを教えてくださいませんか。

A：（東電）これは以前、柏崎で伐採木といいますか、木材チップを集積していた場所で、自然発火したことがございまして、その際もいわゆる、あれは8月だったと思いますけれども、炎天下の中で、暫く雨が降ってない状況の中で、チップ、伐採木等が発酵して内部で熱を持った関係で自然発火したという事例がございます。したがって伐採木を、相当大量に木を切りましたので、発火防止のために散水したいというふうに考えています。

A：（東電）それから今回、伐採木とか柏崎の発火がございましたけれども、一般的にこういった発火、自然物を堆積いたしますと、発酵等で発熱して自然発火するというのは、消防庁さん等の調べによりましても、かなり一般的には知られている事実でございますので、そういう意味ではキチンと対応していきたいというふうに思っています。

○フリーランス 小嶋

Q：フリーランスの小嶋です。園田さんにお聞きしたいことがあります。20km圏内の取材に関して進展が有れば教えてください。あと前回質問しました冷温停止の条件として、1mSv/年というのが、経産省ホームページのPDFの工程表の見通しの中に明記されていない件なんですけれども、これが確定的な目安であれば、改めて明記して公表するべきだと思うんですけれども、そ

の点についてお聞かせください。もう一点、年内前倒しの工程表の見通しについて、ちょっと細野大臣にも確認したいんですけれども、今後この統合会見に、合同会見に出席する予定とかはあるのでしょうか。園田さんには以上です。

次、東電の松本さんにお聞きしたいんですけれども、福島第一の民間保険が来年1月で無保険状態になる可能性があるというふうに報道がありましたけれども、この点について東電としてどういう認識なのかということをお教えください。もう一点、過去質問があったら、重複したら申しわけないんですけれども、日本原子力研究開発機構で、2号機は4時間早ければ溶融回避出来たという報道があったんですけれども、これについて見解をお聞かせください。もう一点、保安院に関して。冷温停止に海洋流出の基準がいまのところないんですけれども、この理由について説明していただけると有り難いです。以上です。

A：（園田政務官）まず私から。20 キロ圏内の取材の件でございますけれども、まだ進展が、ここで皆さま方にご報告できる進展はございません。ほんとに毎回皆さん方から問い合わせをいただいておりますけれども、私どもとしては、皆さま方に少しでも早い時期に取材していただけるような状況というのは、今後も検討して参りたいというふうに考えております。それからロードマップの敷地境界での1mSvという観点で、今すぐさま、そこにホームページ上も修正するという予定はございませんけれども、当然ながら、ホームページというよりも、次回の時にはですね、より何らかの形で加筆なり分かりやすい表記というものは必要ではないかという認識は今持っておるところでございます。それから、大臣のこの統合記者会見での出席でありますけれども、今の段階で、いついつというふうに決まっているわけではございません。大臣からですね、機会があったらということはいつもおっしゃっていただいているわけでございますけれども、残念ながら公務多忙のためということでございまして、今の段階ではいついつということはなかなか申し上げられる状況ではないわけでございます。その辺はご了承いただければというふうに思っております。但し、大臣の場合は閣議後の記者会見等もございますので、そういったところの認識の表明と、あるいは皆さん方のご質問に答えるという機会は別の形でもあるのかなというふうに思っております。但し、なるべく大臣もいつも申し上げているわけでございますけれども、機会があればですね、この場に来て自分自身でも、年内の目途の冷温停止の件でなくですね、国民の皆さんに、皆さん方を通じて様々な形で発信をする思いというのはいつでも持っておりますので、そういった点ではきちっとあった時にはしっかりと大臣も出席するという意思でございます。

Q：今の件に関して、敷地境界で1 mSv 毎年が、今、記載することは必要でない合理的な理由がありますでしょうか。これに関しては、保安院についても追加をお願いします。園田さんと保安院さんをお願いします。

A：（園田政務官）決して合理的な理由というものはないと思っております。したがって次回ですね、そういったことがあれば、私は加筆するべきだろうと思ってます。

Q：次回でなくて、今たぶんこのどういう冷温停止状態がどういうものを示すのかというのがやっぱり色々混乱もみられるので、今決まっていることはもう明記しがほうがいいと思うんですけども。

A：（園田政務官）はい、それは検討させていただきたいと思います。

Q：同じことを。

A：（保安院）保安院でございますが、今回の改定のものとしては入っておりませんでしたが、当初から格納容器からのですね、追加放出量を1 mSvということは、これも細野大臣からのお話がありましたように、私共の考え方でもございますので、記載することは今後必要だと思います。ただ、この工程表そのものは月毎に改定しておりますので、それを今すぐにですね、これは再度、今の段階で、例えば今日、明日という段階でこれを修正する必要があるかどうかは、それは少し検討が必要かと思っています。いずれにしても方針としては、この記述できるものは、記述していくということではないかと思っています。それから、冷温停止の関係で、先程ご質問がございましたけれども、海洋への放出の件がなぜ定義にないのかというご質問でございましたが、この冷温停止というのは、元々は原子炉の冷却水の温度が100℃以下になって、所謂沸騰していない状態をいうわけですけども、それは同時に沸騰によって放射性物質は放出されるということも抑えられているということで、この原子炉の安定の状態として、この100℃以下と、あくまでも原子炉の安定の状態として100℃以下と。但し、炉の状態、炉心の状態が明確でないとこちらもございますので、放射性物質の放出量、格納容器からの追加放出量ということで、ここでは定義をしたということでございます。

Q：今の点に関して。圧力容器の底部の温度に関しては、100℃以下というのは

目安が明記されているので、同じようにして 1mSv 毎年というのは表記すべきだと思うし、今、ちょっと括弧で追加すればいいだけの様な気がするんですけども、何故書かないのかという、まずそもそも何故書かなかったのかという理由と、もう一点、海洋の基準がない点なんですけれども、この文書によりますと、「格納容器からの放射性物質の放出を管理し」、というふうに書いてあるんですけれども、放射性物質は空気中だけではなくて、水としても、水に溶けたりしても出ているので、こういうものが原発より圏外に流出するっていうことは管理できていないということだと思うんですけれども、この点についてお願いします。

A：（保安院）まず、この冷温停止状態、これはステップ2の中ではですね、この冷温停止状態以外にも沢山のその課題があるわけです。それで、これは冷温停止というのは、あくまでも原子炉の安定の話をしていまして、その中の一つとして、格納容器からの放出というものをきちっと抑制しようということです。それ以外に、例えば海水への放射性物質の漏えいを防止するために一方では遮水壁というものを着手するとかですね、あるいは瓦礫等の管理もきちっとやるといったこと、そういったことで総合的に書かれていますが、この冷温停止はステップ2の目標の実現すべき課題の非常に重要な部分ですけれども、その中の一つと考えています。併せて申し上げれば、この冷温停止状態というものを維持するには、水の処理ということも必要です、この循環注水冷却システムと書いてございますけれども、これは当然、滞留水の処理も含めておりますので、滞留水を適切に処理することによって滞留水の量を増やさないということもこの中には、事実上入っておりますけれども、この他の項目の中に滞留水の処理ということも書かれておりますし、また、地下水のところでは、海洋への汚染拡大防止として、遮水壁の問題も取り上げていると。その様にステップ2の目標としては、色々ある中で、あくまでもここでは原子炉の安定という観点から冷温停止ということで課題をあげているというふうにご理解いただければと思います。

Q：もう一点のほうは、1mSv の。明記されていない理由、明記されなかった理由ですね。保安院さん。

A：（保安院）特にしない判断をしたわけではないんですけれども。

Q：記入漏れですか、では。

A：（保安院）漏れというよりもですね、ステップ2が始まった段階で基本的には、そういう意識ではいたわけですから、当然、規制値が1 mSv ですから、そこは書くまでもないというところもあったんですけれども、何故書かないかという、書かない決定をしたということでは、必ずしもございません。書いた方がより明確であると、今の時点で考えればその様に思いますけれども。

Q：では明記したほうが良いと思うんですけれども。

A：（園田政務官）いうなればですね、私どもの内部の話で申し上げれば、当り前の事でありましたので、敷地境界年間1 mSv 以下に抑えていくということはですね。したがって、そういう面では当然ながらのことで、いわば、記載漏れといえますか、当たり前の話であったということでございます。常識的な形でありましたから。だから別に書かなくても当然ながらの話であろうというふうに考えていたところでございますが、ご指摘がありますので、そういった面ではですね、更に分かりやすくということのご要請であろうというふうに思って受け止めさせていただいておりますので、当然次回の時にはしっかりとそういったことも追記をしていく方向で検討はしたいと思っております。

Q：次回ではなく、この今の工程表に追記しない理由がまだ説明されていないと思っております。もう一点、原子炉の安定に格納容器の放射性物質の閉じ込め機能に関して水が漏れている、海洋に水が漏れている部分、海洋から放射性物質が漏れているという部分は含まれないという認識でしょうか。こちらは保安院さんです。

A：（保安院）格納容器、繰り返しになりますけれども、原子炉の安定な状態として、安定な状態といえますか、通常冷却材、水ですけども、100℃以下にしておくという、停止時にはですね、ということがあります。そうすることによって、当然沸騰状態ではありませんので、気体の放射性物質の放出が抑制されるということで、これは格納容器からの放射性物質の放出の管理として、大変重要な手段と考えています。したがって、私どもがコントロールできるものとして、まず温度を下げると。温度を下げるという手法によって、放出をそもそも抑制すると。それからそれに加えて当然敷地境界での線量というものはあるわけですから、それ以外の方法によっても可能な限り格納容器からの放出というものを管理するということで、色々測定、今ある評価もしておりますけども、あくまでも如何にして放出というものを管理するかという中で、100℃以下というのが非常に重要であると。それで気体状のものが放出

されることが防げるというふうに考えているわけです。それで滞留水、水の問題は水の問題としてその処理をしたり、外部への漏えいを防止するという別の手立てをとっているというふうにお考えいただければと思います。

Q：同じ件に関して、安全委員会さんにも追加で聞きたいんですけども、安全委員会の方としても、ここに冷温停止の基準に海洋流出の基準がないということは適切であるかというご見解があれば教えてください。

A：（原安委）はい。海洋流出については東京電力のほうで、施設のすぐ近くの水を測っておりまして、それで分かる範囲では放出は、見い出されてないということですども、さはさりながら、そのリスクは否定できないので遮水壁を作るとか、そういう取り組みもなされているものと思います。したがって、管理されているということは、ゼロということでは必ずしもないわけなので、要は冷温停止の判断をされる時に、こういった形で管理されているのかと。その説明がきちんに行われることが大事であると考えています。

Q：今現状で、その説明が適切に行われているとお考えでしょうか。

A：（原安委）現状ではまだその説明はされる段階ではないと思っています。

Q：海洋流出の基準が、冷温停止に必要な必要でないかというのはどうでしょうか。

A：（原安委）そこは、まずは一義的にはそういった問題について判断をされる保安院の考えを伺ってみたいと思います。

Q：原子力安全委員会としては、判断しないということですか。

A：（原安委）一義的には規制行政庁と東京電力の間でこういった基準で判断されるのかと。一義的にはそこがまず決めるべき問題であると思っています。

Q：では、今現在の保安院の見解としてはどうでしょうか。

A：（保安院）元々、冷温停止というのはあくまでも炉の冷却材の温度のことを言ってるだけでございます。それをここでは、その言葉をここでは冷温停止状態という、少し言い換えておりますけども、100℃以下にもっていく、すな

わち通常であれば通常の運転停止の状態にもっていくことによって、放射性物質の放出も抑えられるという意味でここでは使っているわけでありまして、ステップ2の目標全体としては、これだけで実現しているものではありませんので、海洋への汚染水の漏えい防止というのは、また他のところでもございますし、先ほど申し上げましたように、それだけではなくて、瓦礫、こういったものも当然、瓦礫から放射線が出たり飛散したりしますので、そういうものも管理したりする必要がございます。そういうことで、保安院として今、この一番最後にも書いてございますけども、中期的な安全確保の考え方というのをこれから示す段階にありまして、その段階で、その中で例えばこの冷温停止というものが維持されるかどうか、この条件が維持されるかどうかということも確認をしていくということになります。

Q：この説明で十分か、安全委員会の方、お聞きしたいです。

A：（原安委）委員会としての見解は委員に聞いてみないとお答えできないですけども、今聞いた範囲で、第2ステップの終了ということでは、海洋への放出が管理されているかどうかも含めて判断する必要があります。ただ、冷温停止というのは、やはり炉心から発生する熱がちゃんと安定的に取り除けるか、そこが主眼でありますので、そういった意味では海への放出の管理ということは、冷温停止云々よりも、むしろ第2段階の終了という中で判断されるべき問題だと思います。

Q：了解しました。できれば委員会の方にもご見解を、次回とかでいいのでよろしくをお願いします。ちょっと戻っちゃうんですけど、工程表に年間1mSv、敷地境界毎年が明記されてないことについて、何か今から追記して書くことに手続き上何か面倒なことがあったり、素早く行えない理由などがあるでしょうか、園田さん。

A：（園田政務官）手続き上という話ではないと思っておりますけれども、それがやはり分かり易い説明ということであれば、それはそれで私も否定するものではないというふうに思ってます。

Q：では、今の工程表に明記するということは検討に入るでしょうか、今。

A：（園田政務官）したがって、先ほどお答えを申し上げましたけれども、一度検討をさせていただきたいと思っています。

Q：はい、よろしくお願いします。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが、保険会社さんとは適宜打ち合わせのほうはさせていただいておりますけれども、詳細につきましては打ち合わせの内容が契約に関わる事でございますので、回答は差し控えさせていただきたいと思っております。それからJAEAさんのシミュレーションでございますけれども、当該のシミュレーションに関しましては報道を通じて知っておりますけれども、こういった内容で行われたのかについては、承知しておりませんので、こちらコメントとしては差し控えさせていただきたいと思います。尚、常識的な話ということで申しますと、当然注水のタイミングが早ければ早いほど損傷燃料の量が少ない、あるいは損傷は防げたというようなことがあろうかと思いますが、私どもといたしましては、これまでお示しいたしましたとおり、2号機に関しましても困難な状況ではありましたが、ベントそれから、減圧それから原子炉への注水ということで全力を尽くしてきたというような状況でございます。

Q：保険問題に関して、先日報道された内容について、正しいか正しくないかは答えられるでしょうか。

A：（東電）はい。私どもといたしましては、報道があったことは承知してはいますが、そういったことに対してコメントは差し控えさせていただきたいと思います。

Q：了解しました。2点目の、日本原子力研究開発機構の溶融回避ができたというシミュレーションに関して、これが事故調査とか今後影響があるのか、保安院さんにお聞きしたいです。

A：（保安院）保安院でございますけれども、もちろんいろんな研究としてさまざまな解析評価はあると思います。それで、先ほどイノベーション推進特別委員会への回答の中でも少し触れましたが、この運転操作の妥当性等は、当然評価分析の対象であるというふうに考えておりますので、どれくらい早ければどうだということは、必ずしも対象になるかどうかというのはありますけれども、いずれにしても運転操作の妥当性ということは、事故の調査を進める中で検討していくべき問題だと考えております。

Q：ありがとうございます。ごめんなさい、ちょっと一点聞き逃したことが。東電さんに。低濃度水の敷地内散水の件について、ちょっと重複したらしいかもしれませんが、濃度も大事なんですけども放射性物質の総量も大事だと思うんですけども、この点について何か検討されてたりしていますか。

A：（東電）はい。まだ散水量等は計画段階でございますので、まだ散水量の目安がまだ決まっておりませんので、総量そのものはまだ算出しておりません。

Q：了解です。ありがとうございます。

○NPJ吉本興業 おしどり

Q：NPJ吉本興業のおしどりでです。よろしくお願いいたします。文科省の伊藤審議官、回答ありがとうございます。携帯電話のノイズで線量計が上がる、誤作動することは存じているんですけども、どのくらい近いとどの程度上がるのかという詳細が知りたかったんですけども、いかがでしょうか。福島県全体の8月の最高値は、誤作動を除くと $0.6\mu\text{Sv/h}$ であった。なので、最高値の $0.7\mu\text{Sv/h}$ が計測された二つの幼稚園はじめ数公園においては、誤作動というのはホットスポット、高い線量で、地域で雨が降ると $0.1\mu\text{Sv}$ 、 $0.2\mu\text{Sv/h}$ はすぐに上がると聞きましたので、どの程度上がったか、本当に誤作動として上がったのか、もう少し詳しい情報があればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

Q：そしてあともう1点、教職員の方々の積算線量を測る件ですけども、たとえば滑り台の底とか繁みなど、そのあたりのほうが運動場の真ん中より線量が高い傾向にあります。教職員の先生方は、毎休み時間滑り台で遊んだりはしませんので、教職員の先生方よりどうしても幼稚園、保育所、小学校の児童のほうが同じ学校滞在時間でも線量が高いように思うんですけども、現在配っておりますガラスバッジの積算線量計の数字は今まで文科省で出したりはしているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

A：（文科省）文部科学省でございます。8月1日から1ヶ月間で平均で 0.7 を計測した地点でございますけれども、ここは手元には1週間ごとの積算線量と言いましょ、あるいは1週間ごとの平均の放射線量のデータがございます。それをちょっと読ませていただきますと、たとえば1週目は 0.08μ 、その次が 0.1μ 、その次が 4.4μ 、これが異常値だというふうに判断してございますが、その翌週は 0.1 、その翌週も 0.1 ということですので、この地域全体がホットスポットというものではなくて、明らかにある週に何らかの機器

の異常があったんだろうというふうに思われます。もう1箇所についても、その前後の週が $0.04\mu\text{Sv/h}$ とか $0.1\mu\text{Sv/h}$ ですが、ある週だけが $2.2\mu\text{Sv/h}$ というのが出てございます。そういうような状況にありますので、そういう状況から判断いたしまして、ハード面における誤作動と言いましょいか、原因だろうというふうに推定してるところであります。それから教師にポケット線量計をつけていただいて、毎月報告していただいている件でございますけれども、先生方、基本的には子供たちと一緒に行動する先生方に、幼児とか子供の高さの位置に線量計をつけていただいて測っていただいております。できるだけ子供たちと同じような体操の時間で外に行く時には同じように行動していただいているという方に線量を測っていただいております。それから校内で線量では一様ではございません。これに対しましては8月末の文部科学省のほうから地元への通知の中において、校庭での線量は $1\mu\text{Sv/h}$ 未満とするということを目指すと、それを超えるような場所があれば積極的に見出して除染していくということを述べてございますけれども、平均化いたしますと仮にそういう $1\mu\text{Sv}$ 毎時を超えるような地点があったとしても、年間の線量という形で評価しますとさほど大きな影響は与えてないということがございますので、校庭の中でたまたま他の地域よりも線量が高いところで遊んだりしたとしても、たとえば年間200日学校にいて一定の時間校庭に、一定の時間校内にいるという仮定をすれば、その計算の誤差の範囲と言いましょいか、変動の範囲内に十分に収まるということ、これはその時県自治体への通知の中でも述べているところあります。

Q：ありがとうございます。質問の趣旨ですけれども、せっかく文科省がガラスバッジを配布しておりますので、その線量は計算しないのでしょうかという質問なんですけれども。

A：（文科省）ガラスバッジというのは、子供に配っているガラスバッジのことでしょうか。

Q：はい、そうです。

A：（文科省）それは確か自治体のほうで自主的にご希望を伺いながら配られたというふうに聞いてございますけれども、その結果についてまだ承知しておりませんので、またわかり次第ご報告したいと思います。

Q：わかりました。その各自治体のほうで、放射線のことを子供が気にするの

がかわいそうだから配っていなかったりという自治体がありますが、各自治体に任せているということで、そのガラスバッチを配布したのは文科省ではなかったのでしょうか。

A：（文科省）すいません、ちょっと確認させていただきますけれども、私の理解ではそれに必要な財政的な措置はしたと思いますけれども、実際の配布は自治体だったと思います。改めて確認させてください。

Q：わかりました。よろしくお願いします。

○フリー 木野

Q：すいません、フリーの木野ですけれども。まずは東京電力の松本さんと保安院森山さんに。被ばくの線量限度に関係あることなんですが、発災当初3月4月ぐらいまで個人の線量計がなくてグループ単位で線量計を持っていたと思うんですけれども、その後、先日来被ばくの状況が細かく見ていると、東京電力もそう説明しているんですが、人によって同じ作業をしていても個人差が非常に大きいと思うんですね。そういった個人差の幅というのをどのように評価されているのかなと。同じ作業をされてもこの間もそうなんですけれども、0から15ぐらいまでかなり広い幅でばらけていると思うんですけれども、この辺の評価というのはどのようにされているかというのをお聞かせください。それから東京電力松本さんに。手順書なんですが、これまた、もしかして質問出ていたら申し訳ないんですが、イノベーション委員会のほうでは秘密会のほうでも構わないので出せないかという話なんですが、これは東京電力としては国会の委員会の秘密会であっても開示はできないということになると思うんですが、その理由というのはどういったもののでしょうか。公なものではないと思うのですがいかがでしょうか。それから保安院森山さんに。すいません、先ほど5、6号機のほうなんですが、これは東京電力の松本さんにお願いできますか、ごめんなさい。5、6号機の溜まっている水の総Bq数はどのぐらいになるのでしょうか。というのとですね、次は保安院の森山さんにお願いしたいんですが、格納容器の定期点検時に冷温停止にして格納容器の蓋を開ける時の温度というのはどのぐらいになるのでしょうか、通常。要するに先日冷温停止にして蓋を開けても大丈夫なぐらいな温度で下げるのが冷温停止だというお話だったんですが、実際に蓋を開ける温度というのがどのぐらいかわかれば、一般的なもので結構なんですけれどもお願いできますでしょうか。以上お願いします。

A：（東電）事故時と言いますか３月の段階では全員の方に個人線量計が配布できなくて、グループ単位での線量の測定ということで行わせていただいております。その方々の被ばく線量については代表されてる方の被ばく線量をもとに積算をしてるという状況でございます。おっしゃるとおり、作業あるいは体の向き、具体的には場所等によりまして差があると思いますが、お示しさせていただいたのはベータ線のほうは確かに幅がございしますが、ガンマに関しましてはある程度の幅の中に入ってるのではないかというふうに考えておりますので、こちらに関しましては現在代表者の方の被ばく線量で評価を行っております。それから手順書の件でございますが、こちらは９月８日に当該委員会からご依頼を受け取って以降、先方のほうと調整させていただいた結果として、私どもとしては表紙、それから目次の一部というような形で調整を終わったものでございまして、こちらに関しましては秘密会どうこうというわけではございませんが、そういった要請を受けた後調整の結果として提示させていただいたものです。それから現在保管している水の総Bq数についてはまだ計算しておりませんので、実行段階に移った段階でご提示できればというふうに思っております。

Q：すいません、総Bq数なんですが現状の量を核種分析の結果でわかると思うので、実行段階ではなくできるだけ早くお願いできますでしょうか。

A：（東電）タンクごとに測定してるかもしれませんが、少しどれくらいの測定をしているかについては、ちょっと確認した上でご提示できればというふうに思っております。

Q：よろしくお願いします。

A：（保安院）保安院でございますけども。冷温停止でございますが、冷温停止は100℃以下になることでありますけども、実際は作業されるためにもっと低い温度でないといけません。それは現実の作業を近くでされるということになりますので、ただし今私は何度かと言われるかはちょっとわかりませんので、むしろ東京電力のほうから実際の数字は、お答えいただければと思いますけども、冷温停止の定義とはまた別の問題として、作業ができるかどうかということではないかと思います。

Q：松本さんお願いできますか、もしわかれば。

A：（東電）通常格納容器の蓋それから圧力容器の蓋を開ける場合にはおよそ40℃前後での作業ということになります。ただ、特に圧力容器の蓋などは、まだ熱が冷めてないケースもございますので、そういう意味では水温は下がってるけれどもヘッドは熱いというような状況下はございます。

Q：ありがとうございます。

○毎日新聞 関東

Q：毎日新聞の関東と言いますけども、2つほど、5、6号機の汚染水の散水のことについて細かい確認を東京電力にお願いしたいのと、あと保安院に今回の衆院の開示請求のことについてちょっと確認したいんですが、今日の安全委員会では高濃度の汚染水をキュリオンなりアレバなり今の除染装置を通して散水するという話だったようですが、それは勘違いというかそういう話はないということでもいいのかということをお願いします。あと保安院に対してですけれども、シビアアクシデントの手順書については、事故調査に必要なかどうか、そういう部分を今精査しているということでしたけれども、衆議院の開示の請求にしてはおそらく手順書を全部開示して欲しいという要求だと思うんですけれども、その上で保安院がそういう精査をするのはどうしてかということですね。そこには理由があるんでしょうけども、その上で今日までに開示の請求をされているのであれば、今日以前にそういう精査をして東京電力に報告徴収をするのかなと思うんですけれども、それができていないというそのあたりの理由も教えてください。

A：（東電）まず東京電力からお話させていただきますと、まず散水を計画している水の元は5、6号機側の北側で保管しております仮設タンク、それからメガフロートの水でございますので、現在高濃度汚染水を処理している水処理設備から出てきている水に関しましては、こちらは保管をするというような状況でございます。

A：（保安院）保安院でございますけども、報告徴収を行うということはここにも書いてございますように、法律の執行に必要なかどうかということを見る必要があるわけです。当初は任意の形で資料の提出を求めておりましたけれども、この衆議院の科学技術イノベーション推進特別委員会に提出するにあたりまして、保安院が報告徴収という形で行うとなりますと、それはいわゆる情報提供とか情報公開ということは、炉規制法上、そういう行為、権限でもって東京電力に命じるわけですから、そこは法律の範囲内ということでご

ざいますので、あくまでも事故調査に必要かどうかということを見ているということでございます。もちろん本日までにそれができていれば良かったんですけども、まだ作業的にそこまで至っていないということでございます。この紙にも書いてありますように、早急にその作業は進めたいというふうに思っております。以上でございます。

<東電から本日の作業状況の説明>

○東電

それでは本日の作業状況についてご説明させていただきます。原子炉の注水の状況でございますが、17時現在1号機の注水量は3.8m³/h、2号機は給水系から4、炉心スプレイ系から5、合計9m³/hで注水中になります。3号機ですけれども、給水系で3、炉心スプレイ系から8m³/hで、トータル11m³/hでの注水を行っております。格納容器への窒素ガスの封入の状況ですが、17時現在1号機の格納容器圧力は122.4kPa、2号機が109kPa、3号機101.5kPaになります。使用済み燃料プールの循環冷却の状況ですが、17時現在1号機のプール水温は26.5℃、2号機が30.0℃、3号機28.8℃、4号機36℃という状況でございます。タービン建屋の溜まり水の移送の状況です。2号機は雑固体廃棄物減容処理建屋のほうに移送を継続しておりますが、水位が上がってきたということもございまして、17時12分からポンプを2台にして移送を行っております。3号機に関しましてはポンプ1台でプロセス主建屋のほうへの移送を行っております。6号機のタービン建屋の溜まり水に関しましては、仮設タンクのほうへ本日10時から16時の予定で実施いたしました。

建屋の水位の状況です。プロセス主建屋の水位は16時現在5,754mm、午前7時と比べますと11mmの低下です。雑固体廃棄物減容処理建屋は2,435mmで、午前7時と比べますと32mmの低下になります。サイトバンカ建屋はOPで4,449mmで午前7時と比べますと4mmの上昇になります。トレンチの水位の状況です。16時現在1号機はダウンスケール中、2号機は2,893mm、3号機は3,264mmで、それぞれ午前7時と比べますと24mm、11mmの上昇になります。タービン建屋の水位です。16時現在1号機は4,920mm、2号機は2,942mm、3号機は3,045mmでございます。1号機は変化ございません。2号機、3号機は午前7時と比べますと21mm、14mmの上昇になります。4号機はまだ機器が、監視カメラの不調がございまして現在測定ができていない状況でございます。それから原子炉建屋地下1階の水位です。16時現在1号機は5,216mm、2号機は2,990mm、3号機は3,147mm、4号機は3,080mmでございます。それぞれ午前7時と比べますと1号機は35mm、3号機は7mmの低下になります。4号機は21mmの上昇ということになります。

それから先ほど申し上げたとおり、格納容器のガス管理システムの設置工事に関しましては、本日から 25 日の予定でクィンス、パックボット等によります現場確認を行っております。遠隔操作によります瓦礫の撤去ですけれども、本日集中廃棄物処理施設周辺にて瓦礫の撤去を行っております、コンテナ 2 個を回収いたしました。コンテナの累計量といたしましては 635 個になります。1 号機の原子炉建屋のカバー設置工事でございますが、本日は壁パネルの設置は行っておりません。台風養生の片付け等で作業を終了いたしております。明日からは壁パネルの作業を再開する予定になります。それから 1 から 4 号機の取水口南側での鋼管矢板の閉塞工事でございますが、こちらは台風通過後の現場機器の点検を行っております。水処理装置の運転状況につきましては、第 1 セシウム吸着装置キュリオン、第 2 セシウム吸着装置サリーのほうは現在連続運転中でございます。東京電力からは以上でございます。

○司会

よろしいでしょうか。以上で本日の会見を終わります。次回ですが 26 日 16 時半からを予定しております。詳しくは改めてお伝えいたします。本日はお忙しいところありがとうございました。